

平成29年9月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月 8日 (金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年9月 8日 (金) 午前 8時57分
散 会 日 時	平成29年9月 8日 (金) 午後 4時00分
委 員 長	川崎 葉子
委員会出席議員	
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子 田中 克美 金澤 孝太郎 諏訪 三津枝 市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第47号	平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第48号	平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第50号	平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第51号	平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第52号	平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第54号	平成28年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第57号	平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)		(健康づくり部)	
福祉こども部長	吉田 隆一	健康づくり部長	根岸 孝行
福祉こども部副部長	春山 一雄	健康づくり部副部長	高木 啓一
福祉こども部副部長	永野 和美	健康づくり課長	清水 恵子
福祉課長	川畷 利徳	国民年金課長	関根 則男
福祉課副参事	新井 隆司	長寿いきがい課長	福島 光一
こども未来課長	岩間 則夫	健康づくり部参事	
こども未来課副参事	伊藤 和代	兼スポーツ健康課長	細野 兼弘
保育課長	佐々木晴美		

(教育総務部)		(学校教育部)	
教育総務部長	田中 潔	学校教育部長	服部 幸司
教育総務部副部長		学校教育部副部長	
兼生涯学習課長	大澤 昌弘	兼学務課長	野本 昌宏
教育総務課長	岡田 和弘	学務課副参事	上岡 勝
生涯学習課副参事	大澤 美智代	学校支援課長	池澤 道弘
		教育支援センター所長	神田 英昭
		中学校給食センター所長	森田 慎三

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	大島 幸子

書 記 篠 原 亮
藤 平 美由紀

(開会 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。諏訪三津枝委員と市ノ川徳宏委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第48号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第50号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第52号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第54号 平成28年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、議案第57号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案7件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第47号の一般会計補正予算について審査を行います。次に、議案第51号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、健康づくり部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第48号、議案第50号、議案第52号、議案第54号、議案第57号について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。

なお、質疑については、委員1人当たり質疑、答弁を含め、議案第51号については30分、それ以外の議案については20分を目標に委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(金澤) 今の委員長の説明ですと、平成29年度の補正と平成28年度の決算を交互にやるような形で受けているのですが、通常補正というのは全部一括でやってから、最後決算という形のほうが歳入歳出の説明とかその辺よろしいのではないですか。どうなのですか。

(委員長) 一般会計と特別会計とを分けて審査を行いたいと思います。

(金澤) ですから、要は補正は補正で全部やってしまっていて、28年度決算は決算で最後全部通しでやると、そういうやり方ではないのですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時01分)



(開議 午前9時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、この方法でご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議題に直接関係のない執行部の退席を認めます。

初めに、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑……

(暫時休憩願いますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時31分)



(開議 午前9時36分)

(委員長) では、休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) そうしましたら、ただいまの説明いただいたところで質問させていただきます。

まず、ページ数で言いますと7ページです。債務負担行為の給食室なのですけれども、いわゆる29年度から委託する業者さんがかわるということでこの議案が出たというふうに承りました。契約年数が違うのは理由があって、危機管理のためということなのですけれども、現在管理栄養

士さんというのはこの鴻巣市においては何名配置されていて、これらの4つに分けられたところに管理栄養士さんがそれぞれ配置されているのか、そしてその業務を委託される、実際に調理を行う業者さんとの連携がどのように図られていくのかをまず1点目としてお伺いいたします。

(中学校給食センター所長) 今小学校には県費の栄養教諭と栄養士が配置されています。県費の栄養士が配置されていますのは中央小、田間宮小、赤一小、吹上小、下忍小、広田小に県費栄養士が配置されていて、県費の職員なのですけれども、その方が管理栄養士の資格なのですけれども、それを持っているかどうかというのはちょっと今すぐはわからない状況です。

それと、あとは市のほうで委託業者の中から栄養士を設置しているのが南小と、あと松原小には委託の栄養士を設置しております。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、人数的には県費で6名、そして市のほうでは委託した業者さんのほうに2名いらっしゃるということで、全部で9名いらっしゃるということなのですけれども、全部で19校ございます。この栄養士さん、または管理栄養士の資格を持っている方もいらっしゃるかと思うのですけれども、その方々がどういうふうに栄養士さんのいない小学校への指導といいますか、連携というのはどのような方法でとられるのでしょうか。

(中学校給食センター所長) ただいま申し上げたのは、栄養士が常勤している学校になるのですが、1人の栄養士がもう一つの学校の担当を受け持ちまして、月に数回訪問して栄養士業務をしているという状況です。全部で19校ございます。今合計で8名で18校になるのですが、1校分足りないものですから、センターの栄養士が屈巢小を担当して月に数回訪問し、栄養指導を行っているという状況になります。

以上です。

(諏訪) 保育なのですけれども、先ほど21ページの民間保育所施設整備事業、こちらと、それからその後の小規模保育の補助金が2回出てきたと思うのですけれども、これがちょっと意味がよくわからなかったもの

ですから、済みません、今ページ数を確認します。失礼いたしました。13ページの国庫支出金の児童福祉費補助金のこの2つ目の保育対策総合支援事業費補助金、こちらと先ほどの21ページの民間保育所施設整備事業、こちらはどちらも小規模保育の補助金になりますか。済みません、ちょっとよくわからなかったものですから。

（保育課長）小規模保育施設事業を設置するに当たっての補助金が保育対策総合支援事業費補助金となっております。

（諏訪）21ページのほうの民間保育所施設整備事業、こちらも小規模でしょうか。

（保育課長）こちらは小規模保育事業所のほうにお支払いする補助金になっております。

以上です。

（諏訪）済みません、内容がどのように変わるのででしょうか、科目が違っているのですけれども。

（委員長）歳入と歳出なので。

（諏訪）失礼いたしました。

（委員長）いいですか。

（諏訪）結構です。失礼いたしました、間違いましたので。

そうしましたら、19ページの保育所費の、これは先ほど午睡用ベッドの購入なのですけれども、これは日曜保育を提供する保育所に新たにというふうに本会議場で伺っているかなと思うのですけれども、それによろしいのでしょうか。

（保育課長）土曜保育を行っている2カ所の保育所のほうに整備いたします。

以上です。

（諏訪）では、土曜保育の件で少しお伺いしたいと思いますけれども、現在2園で行っていると思います。そして、実際の利用の実態なのですけれども、何人ぐらいが登録されて、どのぐらい延べで利用されているのかということと、あとは登録をした方々が利用をしたいという希望が、例えば1週間前に申し込みをしなければならないとか、そういう決まり

がありますでしょうか。

（保育課長）まず、登録者数なのですけれども、8月1日現在の登録者数は生出塚保育所のほうに87名、登戸保育所が67名、計154名が登録しております。また、利用の実績なのですけれども、8月の利用状況なのですが、延べ利用人数が生出塚保育所のほうで56名、登戸保育所で68名、計124名の利用となっております。

それと、申し込みなのですけれども、その週の火曜日までに申し込みをしていただいて、土曜日の利用ということになります。

以上です。

（諏訪）土曜保育は今2園で行っていて、ふだんは例えば川里保育園に通っているお子さんが、土曜日、どうしても長時間でお願いをしたいときに使うというふうに思っているのですけれども、今回午睡用ベッドが搬入されるということは、以前からお昼寝用のお布団をいつも通っている保育園から持って帰って土曜保育を行うところに持っていくことの大変さだとかというのが聞かれていたのですが、そういった声の反映というふうに思ってよろしいのでしょうか。

（保育課長）そのとおりです。

（加藤）19ページのところの民間放課後児童クラブ施設整備事業の関係なのですけれども、補助金、先ほど何か県が2分の1とかと歳入で私聞き取ってしまったのですが、この説明では県が8分の1、市も8分の1というふうなことでの説明があったので、前に本会議のほうででしたか、何か説明をしていただいたときに8分の1というのを聞いているので、その8分の1、8分の1でそれはいいのかなというふうにまず1つは思うのですね、補助金の割合が。国が2分の1、県、市が8分の1ずつというふうなことで、歳入の中で県が2分の1とさっき説明、何か聞き取れてしまったのですけれども、それは8分の1と後で説明していますので、それでいいか、それは確認です。

（保育課長）済みません、説明の中での説明が私が間違っておりました。申しわけありません。8分の1です。

（加藤）8分の1というふうなこと、国の補助金が1,562万7,000円、県

が390万、市も390万になるわけです。それで、何か建屋、本当に建物をつくる、そのみの補助金が出るというふうな内容になっているということを知ったのです。大体建物が約3,200万円ほどかかるというふうに聞いています。NPOのほうの持ち出しも4分の1というふうなことで、約800万の持ち出しに建物の中でなるというふうに聞いているのですけれども、今までさんざん小谷小学校の学童保育室が大変な思いでの運営であるというふうなことで、私も何度も質問してきた経緯があるのですけれども、やっと民間のほうでやってくださるというふうなこともあって、結果的にはよかったなというふうに思っています。

本来だったら、ちゃんと民営でも、それは指定管理でも運営のほうはいいのですけれども、やっぱり公設でやるべきではなかったかなというふうに思うのですけれども、補助金額が全部で先ほどのプラスするとなるわけですけれども、本当に建物だけの補助ということで外構を整備するとか、そういったものの費用というものが一切NPOの持ち出しになるというふうなことをちょっとお聞きしたのでしたけれども、その点、本当にそういうことなのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

（保育課長）事業所のほうには、補助金の制度等を説明した上で納得していただき始めたことですので、これ以上の補助はということに思っておりますが。

以上です。

（加藤）納得したのか、今現状の環境を見た中で、やっぱり本当にもう自分でやるほかないかと、補助金やら何やら出るのかというふうなことでやったというふうに私は受けとめているのですけれども、実際にNPOというのはそんな普通の営業的なものでなくて、お金がどんどんもうけようと思えばもうかって、それが運営に充てられるとかと、そういうものではないのですよね、NPOの場合は。そういったときに、いろいろもろもろの開設するまでにNPOのほうでは約2,000万円近く出さなければならぬかなというふうな、そんな話もちょっと聞いているのですけれども、そういうのというのはどういうふうにしてNPOのほうの人が、それが出せるというふうになるのか、私にはちょっとわからない

のですけれども、行政としてやはり国、県、市の補助金で52名が定員でしたか、説明によると。52名ぐらいの定員で施設をつくる予定ですよ。そういうものがきちっと今後やっぱり自分たちがNPOでやるというのはものの、本当に鴻巣市の子どもたち、小谷小学校に通学している子どもたちを預け入れる、そういう施設なわけです。そういう中で、本当にNPOでそういうふうに関係しながらお金を工面しながら施設をつくって、これから運営するということについて、保育課というか、行政としてどんなふうを考えているのですか。

（保育課長）今後の運営費につきましては、国の子ども・子育て支援交付金や放課後児童健全育成事業費の補助金等を利用しまして、運営費については毎月支出していく予定でありますので、そちらについても事業所のほうには説明した上での今回の設置になっておりますので。

以上です。

（加藤）もちろんこれから運営費については、全くただそこで全てをやるというのではなくて、ほかの児童クラブと同じようなお金を市のほうでというふうに、そういうふうになるのですよね。それをまたそこに一旦お金の預かり方と、私よく今後のことについてはわからないですけれども、とりあえず毎年運営費に関しても市のほうからお金はもちろん出ていくのはわかりますけれども、それ以前の話です。まず、外構工事をするに当たっての費用という補助金は一切ない、建屋だけの補助金だというふうなことで、やっぱり大変な思いをして施設をつくるという環境になっているのではないかなと思うのですが、それ納得してというふうに先ほどおっしゃっていましたが、本当に納得してというか、私はやむを得ずやるほかないというふうなことで始まってくださったのだなというふうに思っているのですけれども、その辺気持ちが通じていないと、納得したからいいのだではなくて、本当に大変だろうけれども、そういうやってくださることに対して、行政としてもありがたいという気持ちがあってこそ、そういうふうなことでやりとりをしていかないと、やはりお互い運営上もうまくいかないのではないかなと思うのですが、これ本当に気持ちの問題になってしまうかと思うのですけれども、事務

的なことではなくて。

（福祉こども部長）事業者、NPO法人側と十分協議を重ねながら、完全にお互いの意思を疎通をさせた上で進めているものでございます。

以上です。

（加藤）そうですか、確認をした上でというふうなことです。とりあえずはそういうふうにとめました。今に限ってはわかりました。

その次に行きます。その下のほうのこども未来課のほうの保育課のところ、特定教育保育所等の支援事業の子どもの夢の教育とか保育、そういったことで、不用になったので返納しますというふうな説明があったかと思うのですが、不用になった理由というものはどういったものなのかをお聞かせください。

（保育課長）特定教育保育のでよろしいでしょうか。

（加藤）はい。

（保育課長）こちらについては、職員の配置等により見込んでいた加算がつけられなかったものに対しての減額となっております。変更となっております。

以上です。

（加藤）職員のそういった関係での不用額になったということですね、内容的に云々ということではなくて。

（保育課長）例えば職員配置をしていることによってつけられる加算というものがあるのですけれども、そういったものの職員配置が少なかったがために加算がつけられなかったということになりますので、保育内容については特に影響はしておりません。

以上です。

（加藤）余り時間がないので、ちょっと行きます。

ちょっと今ページがわからないのですけれども、生涯学習センターの北新宿のところの31ページ、先ほどの説明の中で公共施設の総合管理計画の中でいろんなことがあって、計画を縮小するという、床面積を減らすというふうなことでの1階にするというふうな説明だったかと思うのですけれども、でも今吹上駅前にあります生涯学習センター、あの建物を

建てるときにも、なぜ2階にしないのかというふうなことが議会の中でもいろいろと議論されたと思うのです。結果的には、もうやっぱり2階にする考えはないというふうなことから、今の1階になっています。議会でもそういうことを議論したけれども、議会の考えていることでなくて、行政の考えていることでそれが建築というふうになってしまった中で、その後市民の方からすごくやっぱり批判がもう何件も出されているのです。というのは、なぜ1階なのか。2階でないと、例えば水がどうか、荒川の決壊とかいろんなことがあった中で、やっぱり公共施設に避難するといっても、1階なんかではとてもではないけれども、避難場所にもならないというふうなことで、さんざん本当に、もう建ててから何年かたちますので、最近はそんなに聞こえてきませんけれども、まして吹上の議員は何をやっているのだみたいな、そこまでいろいろ言われたことが実際あります。

また、北側のほうの北新宿の生涯学習センターも床面積を減らすというふうなことですけれども、総合管理計画の中でもこれ40年先を見た中でいろんな計画立てられているわけですが、大分いろんな施設を廃止するという、そういう内容も含まれています。それは決定ではないのはもちろんわかりますが、そういう中でせっかく新しくつくるというふうな計画の中で、だったら古くなったものを今後どうするかというふうな計画がいっぱいあるわけですから、その中で新しく今建設しようとしているわけから、床面積を減らすと、それはいろんな計画の中でそういうことであるということは承知しながらも、やはりせっかくつくるのであれば、市民にとってそういう避難場所にも万が一のときは使えるとか何かと、そういうふうなことも考えられなかったのかどうか、まずお聞かせください。

(教育総務課長) 当然こちらの北側の施設におきましては、ほかの公民館と同様に完成の後につきましては、福祉避難所という部分が位置づけられる予定になっております。先ほど私のほうから説明させていただきましたように、重複する部分がございますが、今回の縮減という部分につきましては、29年3月の公共施設等総合管理計画が作成された部分か

ら、市全体の公共施設の部分につきまして、総延べ床面積の18.6%の削減という部分が計画書の中にうたわれております。教育委員会といたしましてもこの計画に沿いまして、新規に建設いたします公共施設に関しましてもこの議論の対象とすべきものであるという部分のその観点に立ちまして、将来的な財政負担の軽減等も考慮した中で、今回の建設につきましての縮減、そういった部分の一定の削減につきましては、やむを得ないものと考えております。

(加藤) やむを得ないということなのですが、もともと私自身は本当であれば今の駅前にあります生涯学習センター、あれは北側につくるというふうな吹上町当時からのそういう計画の中でやってきて、何回か建設予定地の懇話会があって、最後にそういう話が出て、支所も老朽化しているとか、そういった中であそこにつくろうなんていうことが急遽決まったという話になっているわけです。結局は北側にはない。だから、では北側のあその場所につくろうというふうなことになったというふうなことがあるわけですが、第2公民館というふうなことで、もう吹上町当時からそういうことで話が進められてきているわけです。吹上の人たちというのはすごく文化生活にいろんなことでやっている方も多くて、とてもとても公民館では間に合わない。だから、第2公民館つくるのだというふうなことでずっとやってきたわけですが、それが決定する前に合併したので、そういうふうに新市建設計画の中にも入っていたわけなのですが、そういう中でやっぱり古くなったものをどうするかというふうな公共施設の検討した中で、それを今度それに伴って縮小する。ほかのところはやっぱり用途廃止するというふうなこともたくさんあちこち中に組み込まれているわけから、であればこれから検討するのではなくて、用途廃止になってしまうということは一応やめるというふうなことの内容になるわけで、新しくせっかくつくるのであれば、そういうところはきちんとしたものをつくって、これから30年、40年先を見越した中でのそういうものをつくるべきだと思うのですが、それ本当にやむを得ないというふうに、地域の方もどういうふうになっているのかわかりませんが、地域の人云々だけの話でなくて、公共施設

の全体を見た中でそう思うのですけれども、やっぱりやむを得ないというふうにとめようか。

これで時間ですので、とりあえず終わります。

（教育総務課長）当然公民館の建設につきましては、大体人口につきまして1万4,000から5,000ぐらいの部分で1施設というような部分があるかと思えます。当然今まで北側のほうにはこういった公共施設がなかったものですから、この部分についての建設という部分に努めてきたわけですが、まず今回の設計変更をいたしました理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、まず公共施設等の総合管理計画が策定されたことがまず1点。それと、当然将来的な市の財政状況を考えた場合という部分が2点目。また、当然吹上地域全体という部分の既に先ほど委員さんのほうで申し上げております吹上の生涯学習センター並びにコスモスアリーナの2階部分になりますけれども、勤労青少年ホームという施設がございます。そういった吹上地域全体の公共施設等を考慮した場合に、利用状況、この部分の観点をまず反映させていただき、大きな3つのポイントを設計変更の主な理由という形にさせていただいております。

以上でございます。

（教育総務部長）加藤委員のほうでいろいろ公共施設等総合管理計画の話も出ましたけれども、この計画を推進していくに当たっては、やはり市内の公共施設の総量を見きわめて、適正化していくという総量管理の徹底が課題となっているわけです。この計画に北側施設は入っていなかったわけですね、当然。ただ、既に18.6%でしたか、そういう削減目標が出されているので、新たに施設を建設する際にもやはり例えば延べ床面積等の削減の議論を行うことは、これは計画の実効性を担保していくためには必要だというような市の全体的な考えのもとで、実際は庁内検討会議でこの北側施設の面積削減については2回ほど相談したわけです。協議の結果、その必要性であるとか、適正な規模であるとか、あるいは建設効果などを十分勘案して、その中で基本的には今回は一部2階建てを1階建てに削減しましょうという決定となりました。これは、教

育委員会としては確かにやむを得ないとは思っていますけれども、総量管理という意味では、今後40年間、いろんな施設でこれから新たに建てる施設も含めまして、これは考えていかなければならない、こういうものだと思っています。

以上です。

（市ノ川）先ほど給食の業務委託のお話がありましたけれども、業者の選定というのは入札か何かですか。

（中学校給食センター所長）業者選定は指名競争入札を予定しております。

（市ノ川）21ページの児童センターのことなのですが、備品の購入ということで、遊具とかとおっしゃいましたけれども、これは古くなったものの更新でしょうか。

（こども未来課長）児童センターの遊具につきましては、当然市内に8カ所の児童センターがございます、2カ所、川里と吹上につきましては比較的新しい施設となりますので、遊具もそれなりに新しいものが入っております。

ただ、6館につきましては建設も古く、遊具のほうもかなり傷んでいる状況でございます。また、壊れたものですか、そういったものを随時更新すればよろしかったのですが、壊れたものはそのままの状態のものもありますので、新規に購入するものがほとんどでございます。

以上です。

（市ノ川）次に、29ページの児童就学援助事業なのですが、支給されたお金で買えるものは限られてくると思うのですが、どういうものを購入できるか教えてください。

（学校教育部副部長兼学務課長）児童のほうですが、新入学児童学用品費のほうですけれども、額としては4万600円という形で、こちらのほうが一律申請によりまして支給されております。新入学の学用品にかかわるものということで、購入のほうをしていただくという形になっております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時10分)



(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を行います。

(金澤) それでは、議案第47号 平成29年度一般会計補正予算(第3号)の文教福祉常任委員会に関する付託を受けたものについて何点か質問させていただきます。

まず、民生費の18、19ページにあるのですが、先ほど加藤委員からもお話がございました保育課の小谷放課後児童クラブ、それと民間放課後児童クラブの関連でございますが、まず今回は小谷放課後児童クラブにあったものを民間放課後児童クラブ、NPO法人のほうで建てかえるという状況でございますが、この施設面積とか部屋数とか、その辺は従来に比べてどうなのか、まずお聞きしたい。

(保育課長) 今度建設する児童クラブのほうなのですけれども、2支援ということで受けておりますので、2部屋をつくる形になります。なので、今までよりも広いような状況に……

(金澤) 広がる。

(保育課長) はい。

以上です。

(金澤) 基本的に児童クラブ、今まで教育委員会で教育行政マターのほうで行っているわけですが、将来的に児童クラブ等を民間企業等への民間導入というか、そういう考えというのは今後どういうふうに考えているのか、まずお聞きしたいと。

(保育課長) 現在の鴻巣市放課後児童クラブの基本的な確保方策方針というものに基きますと、学校内というか、今あるクラブが困難な状況になってきましたら、まずは学校の中に入ります。学校の中でできない場合には、近隣の公共施設、または民間の活力を利用しますということになっております。

以上です。

(金澤) 今のご説明ですと、少子高齢化で子ども数がこれから減少していくだろうと。そうすると、小学校の中の教室等も余るような状況になります。そうすると、その施設をNPO法人等が運営をしたいというような動きというのはこれからあるのかどうか、またそれは認められるのかどうかお聞きしたい。

(福祉子ども部長) 基本的に今現在は民設民営の認め方ですが、昨年度、田間宮で一民間の放課後児童クラブができております。どんぐりっこのほうですが、そういった場合に民設民営で、今の民間の活力の導入というのは、あくまで民間がどこかの土地を借りるなりして、そこに民設で建てていただいて、そこを運営するという意味での民間活力の導入を想定しております。

(金澤) そうすると、私が質問した学校の教室等があいたところ、ではそこを使うとなったときに、民間のNPO法人云々の参入というのはなかなか難しいという解釈でいいのですか。

(福祉子ども部長) 今後の課題であるというふうに考えております。

(金澤) 次に、21ページの民生費の中の保育所費で、民間保育所施設整備事業3,041万3,000円ということで、保育所等の改修等の支援事業の補助金というふうにあります。これは実際具体的には、要は民間保育所というのはどういうものができるのか、まずそこからお聞きしたい。

(保育課長) 今回の整備につきましては、小規模保育事業所2施設を整備することになっております。今回整備されるものによって、確保される保育の量というのは、まず1カ所のほうが19名定員の小規模保育施設を建設するということになっておりまして、もう一つの施設は12人定員の小規模保育事業所ということになっております。

(金澤) この2つのところというのは大体場所はどの辺なのですか。

(保育課長) 1つは、北鴻巣の駅の周辺になります。もう一カ所は、住所でいうと中央に位置するところになります。

(金澤) そうしますと、吹上地区の保育所の件もありますけれども、今後民間保育の新設云々というのはこれからふえていくのかどうか、その辺を行政のほうはどう捉えていくのか、まずお聞きしたいのだけれども。

(福祉こども部長) こちら今まさに今年度、次世代育成支援対策地域協議会という審議会にこういったことについても議論をしていただいているところでございますが、子ども・子育て支援法の新法になって以来、小規模保育所を中心としまして、かなり民間の保育所ができております。これについては、国の政策で、国が主導して、公立がつくる場合には建設費の補助はないのですが、民間がつくる場合にはかなりの国からの補助が出て、小規模保育所等を設立することができるということで、こういった保育所がかなり、新制度になって以来もう9施設、こういった小規模保育所が誕生しておりますし、こういった部分でいいますと、今後国の施策にもものって、この民間活力をどんどん導入していくという方向に進んでいると思います。そういったことも今まさに地域協議会のほうで、審議会のほうで議論もしていただいているところでございます。

(金澤) 私自身の考え方も先ほど審議会等でこれからお諮りするというお話があったのですが、保育所というのは人口のスパンの中である一定の期間という形になってきてしまうので、余り公設を多くしていってしまうと、その後の費用対効果というか、その辺の問題が出てくるので、できれば民設云々が望ましいのではないかなということを思っているのですが、この辺の方向性というのは、これは審議会で大体決めるという形になるのですか。

(福祉こども部長) その辺の方向性について、まさに審議会ですらういった、もちろん先ほど言いました民間活力の導入とともに、公立保育所のあり方というのも今まさに議論していただいているところでございます。

(金澤) もう一つ、今回2つの民設保育所があるという形なのですが、民設した場合の民間保育の運営状況とか財務状況とか、こういうのは月に、年度ごとに行政のほうに提出させるのか、その辺はどういうふうになっているのですか。

(保育課長) これからできます事業所もそうなのですけれども、今までできている事業所についても年に1回以上ということで指導監査に伺っています。今できているところについては回っている状況になっており

ますので、その中で運営状況だとかきちんとした整備がされているかとかということを確認に行っております。

以上です。

(金澤) もう一つ、今回この補正予算の中で民生費の説明欄に償還金利息等割引料返還金というふうな項目がかなり出てきております。説明ですと、事業が終了し、精算して国、県に返納するというようなご説明でございましたが、当初金額というのは予算の中で金額を決めているのですか。その辺がちょっと私も初めてでよくわからないところがあるのだけれども、これ要は実際の決算でやったら、戻ったので戻りますよということでしょう。ということは、当初予算の金額というのはあるのでしょうか、ないの。

(こども未来課長) こども未来課のほうから、うちのほうでは児童手当の支給事業等がございますけれども、それらにつきましては、児童手当に関して言えば、まず概算で申請をさせていただきます。概算の状態ですと予算を組まさせていただきます。その後、ある程度の期間になりましたら、今度は変更申請等をさせていただきます。最終、翌年度になるのですけれども、例えば28年度の事業であれば29年度に実績報告を出すこととなります。その実績報告に基づいて返還金なりが生じたり、あるいは場合によっては追加で交付を受けたりということとなります。

以上です。

(金澤) というのは、今の説明で大体私も思ったのだけれども、23ページの福祉課の生活保護扶助事業か、これが3,800万ぐらい数字が出ているのだけれども、そうすると、この返還云々がほとんどマイナスにはないのだ、全部プラスで返還しますよという形になっているのだけれども、当初予算が甘くない。

(福祉課長) 生活保護の扶助事業についてなのですが、こちらについては当初の予算編成時に前年度の保護世帯とか保護率などをもとに予算を計上していきますけれども、特に医療扶助については、その年によってインフルエンザなどの流行によって変動が大きいとか、そういったことがありますので、歳出についてある程度の余裕が必要ということで、多

目に予算のほうを見てやっているという形です。

以上です。

(金澤) では、逆の質問で、過去に当初の返還ができなくてマイナスということはあり得るのですか、これはないのか。いや、全体でいい。

(こども未来課長) こども未来課のほうの児童手当の支給事業に関して言えば、過去に例えば実績報告をした段階で足りない、支出のほうは支出でされるのですけれども、補助金として、交付金として国、県が所要額足りないという場合もございます。その場合につきましては、やはり返還とは逆に追加交付ということで翌年度に交付されます。

(金澤) 多少余力を持って予算オーバーでしておいたほうが事業的にはやりやすいという解釈でいいですね。わかりました。

もう一点、31ページの教育費のところ、吹上北側生涯学習施設建設事業があります。これは規模を縮小すると、2階建てを1階建てにして修正設計で委託料を出して今回の話というふうに説明は受けておるのでございますが、要は縮小したということは、それだけの見込みがないという解釈でいいのですか、人員的な面とか。

(教育総務課長) 2階部分から1階部分、平家建てにいたします、その部分につきましては、現在の実設計の状態ですと、延べ床面積が1,937平米、こちらを1,391平米に縮減をいたします。この部分につきましては、約28%の削減という状況になりますけれども、先ほど加藤委員さんのほうにも申しあげました3つのポイントという部分が出てまいります、公共施設の総合管理計画の策定、将来的な財政負担を考慮した場合、吹上地域全体での公共施設の利用状況等を反映させていただきの設計変更という状況となっております。

以上でございます。

(金澤) ちょっと基本的な質問させてもらいたいのですが、生涯学習施設という名称も含めてなのだけれども、6月の全協等でこの資料をもらいました。いわゆる北側地域のコミュニティー活動というか、この中の面積配分で児童館機能とか公民館機能とかと記入してあるのです。よく市民の人から公民館とかコミュニティー、コミュニティーセンター、コ

ミセン、教育センター等、非常に名称がいろいろあるのだけれども、紛らわしいと。年寄りだと、公民館というと中央公民館、常光公民館、笠原公民館とかわかるので、非常に昔の人はわかりやすい。ところが、生涯学習とか教育センターとか、ほかの市町村だと交流センターとか交流館とかいろいろ名称があるのだけれども、生涯学習施設というのは公民館マターだと昔の文部省、今だと文部科学省のマターになっていて、社会教育法の法令の中で公費が直接支払いできるよという状況になっているわけだ。コミュニティーセンターのコミセンというのは、私の知る限りでは個々の自治体が条例で決めておいて、補助金とか委託金を出して運営させるという状況になっているのだけれども、生涯学習施設というのはいろんな公民館の施設とか児童館がいろいろとできています。田間宮生涯学習センターとか吹上とか川里とか。この生涯学習施設というのはどういうマターに入るのか、そこだけまず基本的にお聞きしたいのですけれども。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）北側学習施設につきましては、一応生涯学習施設は公民館としての位置づけがメインとなります。今委員さんおっしゃいますとおり、公民館につきましては社会教育法という法令に根拠を持ちまして設置してある社会教育施設でございますけれども、まず法令でやらなければならないということが定められております。まず1つは、定期講座を開催するということです。コミセンの場合は多分そういった縛りはないと思います。そのほか、例えば政治的な活動をしてはいけないとか、宗教的な活動をしてはいけないとか、そういったことも公民館に関しては制限がございます。コミュニティーセンターにつきましては、市民が誰でも利用できる、主に貸し館業務が主体で、事業等は特に位置づけられていないというふうに思います。ただ、今申し上げましたとおり、公民館については、事業もある程度こういうことをやりなさいということがありますし、例えばあと公民館運営審議会を設けるとか、これは必置ではありませんけれども、一応国としては設けるような、法令の中でもそういった条文を設けております。ですから、運営方法につきましても、ある程度市民の意見が反映されるような形で公

平に運営ができるような、そういった担保がされているというような施設になります。

以上でございます。

（金澤）そうしますと、基本的には今のご説明ですと、公民館の附属施設という形になるのかなということで、社会教育法の縛りがありますよということになりますと、公民館と同じように生涯学習施設云々の中でも禁止してこういうものをやってはいけないとか、そういうものというのは決まり事があって、それについては生涯学習施設でもできないという解釈でよろしいのですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今申し上げますとおり、社会教育法の定めがございますので、今言った政治的なものですか宗教活動、そういったものに関しては制限がございます。

以上です。

（金澤）これはいろんな名称をつくっているけれども、将来的にはやっぱり統合とかそういう名称はできないのですか。例えば全部公民館にしてしまうとか、生涯学習施設にするとか、何かそのとき、その時代、時代によってそのネーミングを変えてしまっていてやっているけれども、結局内容的には全部同じだというような解釈になっているけれども。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今金澤委員さんがおっしゃっている例えば吹上北側につきましては複合施設ということになりますので、当然そういった複合施設の総称として、例えば何とかセンターというふうな名称になって、その中に公民館機能ですとか、あるいは児童センター機能が入っていくということです。ですから、要するに公民館として管理している部分については、そういった制限があるというふうな解釈になるかなというふうに考えますけれども。

（金澤）ちょっと待ってください。そうすると、公民館機能があるところはいわゆる社会教育法で規制があるけれども、例えば児童館機能とかそういうものについては、そういう規制はないですよという解釈なのですか、これ大事なことなのだけれども。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）一応区分としてはそういうことに

なるかと思えます。

（金澤）そうすると、いわゆる施設がありますよね、部屋が。これは公民館機能を持った部屋ですよ、これは児童館機能を持った部屋ですよということが決められていて、児童館だけれども、例えば公民館的な機能を持った会議とかそういうものはできないということになるの。いわゆる例えば政治的な問題はだめだよというような形になっているではないですか、公民館のほうでは。だけれども、児童館とかそういう施設があった場合、空き室があった場合、では、そちらはそういうのを使ってやっていいよという形になってしまうわけ。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）そういった形になるかと、通常例えば児童館でそういった会議室が実際今あるかということ、多分ないと思うのですけれども。

実際、例えば吹上の生涯学習センターを例にとりますと、図書館としての機能の部分と、あと公民館としての部分、児童館、3つの機能がございましてけれども、図書館は完全に図書館として分かれています。共有部分として、例えばトイレとかそういったものはございしますが、そういうところでそういったことをやるということはまず考えられませんし、会議室、講座室、研修室、それから生涯学習室等は、これはもう公民館施設ということになりますので、当然そういうこともできませんので、通常は児童館のそういった……

（金澤）では、最後の確認だけれども、結局そうすると、施設の中でたまたまその日部屋があいていたというところだけれども、そこで何をやるかというときに、その施設の機能が分かれていると。これはあくまでも公民館の社会教育法に基づいた形でその辺は全部対処するという解釈でいいのですか。これ結構重要なことだよ。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）一応今の吹上を例にとりますと、吹上の公民館としての機能を持つ部屋に関しては、要するにそこでしか貸し出し業務をしていませんので、管理も一応そこでやっています。児童館の部分に関しましては、こども未来課の管理ということになるかと思えますので、そういったことでは明確に区分はされているというふう

に思いますけれども。

（こども未来課長）児童センターにつきましては、こども未来課の所管ということで、こども未来課のほうからお答えをさせていただきますけれども、児童センターにつきましては、児童福祉法に基づく児童厚生施設ということになります。ですので、子どもに関することとか子育てに関するものになりますので、しかも児童センターにつきましては工作室ですとか、そういったものが主な貸し館的などころにはなっているのですけれども、先ほど委員さんがおっしゃられた政治的なものですとか、そういったものの利用というのは許可はしておりません。

以上です。

（金澤）よくわかりました。そのほうのいわゆる内容云々は、各センターによく知らしめて、職員さんにお話をしておいたほうが良いと思います。この解釈が、公民館のほうと児童館のほうで規約は別にあるのだという形、それに対して用途が決まっているのだと。それはもう運営している人たちに知らしめておかないと、何かあやふやなところでオーケーが出てしまって、実際後で問題が起きてしまったという可能性が出てくるので、その辺は十分に注意をしていただければと思いますが、私は以上です。

（委員長）質問で終わらせていただきたいのですが。

（金澤）質問で終わらす。そのようなやり方は考えていますか。

（こども未来課長）児童センターに関して言えば、当然子どもあるいは子育てに関する事業ということになりますので、公民館あるいは児童センターと併設しているところにつきましては、そういったきちっとすみ分けをさせていただいて、児童センターに関して言えば子どもに関することで利用していただくということで周知のほうをしていきたいと思えます。

以上です。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）今の件に関しましては、先日公民館長会議、担当会議がございまして、その席上で私のほうから社会教育法と、それに関連する市の例規等をきちんと職員にも確認をするように

ということで一応指示をしております。

以上です。

(田中) まず、7ページの債務負担行為の学校給食の関係なのですけれども、現在給食業務委託を受けている会社名とかを教えてくださいなのですが、とりあえず会社名をお願いします。

(中学校給食センター所長) 現在の受託業者ですが、鴻巣東側地域小学校については株式会社東京天竜となります。鴻巣西側地域については、日本国民食株式会社となっております。川里地域小学校については、やはり日本国民食株式会社となっております、吹上地域、こちらは昨年度の議会において債務負担をいただいておりますが、こちらについては株式会社グリーンハウスとなっております。最後に、中学校給食センターについては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託しております。

以上です。

(田中) 今度指名入札ということだったのですけれども、当然現在の行われているところは入るかと思うのですが、何社とかという規定というのはどのようになっているのですか。

(中学校給食センター所長) 入札の規定では6社以上を指名することになっております。

以上です。

(田中) 次に、先ほど学校給食センター、ちょっと答えていなかったのですがすけれども、栄養教諭が中央小と田間宮小と赤見台第一小と吹上小と下忍小にいますということで、管理栄養士が南小と松原小にいますということだったのです、当然その学校だけではなくて、ローテーションで何校か受け持っているかと思うのですが、その辺についてどのようになっているかお聞きしたいのですが。

(中学校給食センター所長) 県費の栄養士が6名ございます。委託の業者が先ほど2名というふうにお答えしてしまったのですが、委託は3名となっております。合わせて9名が常勤している学校がございまして、そのほかにもう一つの学校を受け持ちをしまして、月に数回訪問し、栄

養指導していると。全部で19校ございますので、9人で2カ所、18カ所で1カ所、学校が不足するものですから、中学校給食センターに栄養士がいるものですから、その管理栄養士が1校、その学校について月数回訪問し、栄養指導している状況ということになります。

(田中) 次に、項目を変わりました、保育所費、庶務事業なのですが、19ページです。先ほど生出塚保育所の登録者数と登戸保育所の登録者数、8月現在の使用人数を言われていたのですけれども、登戸保育所が何か登録者数が67で使ったのが68と答えたような気がしたのですが、1名どこかから急遽来たのかどうか、それちょっと確認したいのですが。

(保育課長) 登録している人が全て利用しているという、毎回利用しているということではないのです。登録している人の中で、土曜日必要な方が利用していて、登録者数は登戸67ということでしたのですけれども、延べ利用数を先ほどお答えしましたので、延べです。済みません、失礼しました。

(田中) 了解しました。

次に、午睡ベッドの関係で備品購入、一応この間事前にちょっと見本というか、カタログを見せてくださいということだったのですが、本です。ざっといいですか、休憩してちょっと皆さんに回してもらって、見本を。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時01分)



(開議 午前11時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(田中) ただいまちょっと見本というか、カタログでベッドのほうを見せていただいたのですが、現在どこでもまだ市内では使われていないかと思われませんが、使っているところの管理状況というか、どういうところを注意しなくてはいけないかとか、そういう点については事前に協議というか、していらっしゃるのでしょうか、それともメーカーとかとの打ち合わせ等をしているのでしょうか。使い方についての事前の対応というか、協議をしていますのでしょうか。

（保育課長）使っているところの状況なのですが、市内の公立保育所ではまだなのなのですが、市内の小規模保育事業所とか民間の保育施設では使用しているところがあるのです。そういったところの状況は見させていただいていますし、さいたま市に見学に行った際にもやはり使用しておりましたので、そちらのほうの状況は見ております。また、上尾市が昨年度、午睡ベッドを公立保育所のほうに導入しているのですが、そちらのほうの保護者の声とかそういったものも聞いておまして、上尾市のほうからでは、もう本当にいいことばかりですということでお聞きしておりますので。

以上です。

（田中）わかりました。

では、次に移ります。21ページなのですが、ちょっとまだ時間ありますよね。では、とりあえず保育所の備品購入の3カ所のエアコンの使用年数がわかりましたら教えていただきたいのですが、先ほどほかのところ、20年とかという報告があったので、一応ちょっと参考にしたいと思いますので、お願いします。

（保育課長）まず、鎌塚保育所と吹上富士見保育所のエアコンのほうは22年経過しております。また、川里ひまわり保育園のエアコンは15年経過しておりますので、どちらとも消耗品等がないということで修理が不可能だったということになります。

以上です。

（田中）わかりました。今の話を聞くと納得するところがあるので、次に移りたいと思います。

先ほど金澤委員が多分質問したと思うのですが、民間の保育所施設整備事業なのですが、1つ、中央のほうにできるというところがあったと思うのですが、これはもう前回もほかの業者で候補に挙がっていて、私の聞いた範囲では交通量が激しいとか、内田ヶ谷線のところの角のしゃぼんの前のところだと思うのですが、あそこ交差点なので、当然送り迎えの駐停車禁止にどっちのほうもなるかと思うのですが、あとは子どもの管理について、場所的な規制というか、条件等は全部全てクリアしたか

ら許可をするという形になっているのでしょうか。

（保育課長）以前も確かにあそこを考えていた事業所があるのですが、そちらについても一応安全策は整えてということでは受けていたのです。今回の入る事業所についても子どもたちの安全ということで、柵等については整備してもらうような形で進めてはおります。

以上です。

（田中）もう一点、交通の送り迎えというのは、これどこの保育所も結構近所の人から苦情が出るのですけれども、今回四つ角なので、内田ヶ谷線は間違いなく交通量が激しい。30メートルでしたか、道路交通法だと交差点から駐停車禁止というのが多分あると思うので、その辺があそこはどっちもひっかかかってしまうのではないかなと思うので、その辺、朝晩の送り迎えに関しての対策なりを講じられる予定があるのかどうかお聞きします。

（保育課長）あちらの場所については、施設の前に駐車場がございますので、そちらのほうを保護者の方が利用してもらうような形になるかと思うのです。ですので、道路に駐車をするということは十分注意していきたいと思いますので。

（田中）今の説明でわかるのですけれども、私ちょっと勘違いしていたのは、柵で覆ってしまうというから、車は中に入れないのかなと思っていたので、そう思ったのですけれども、多分今送り迎えが終わってから柵か何かをやるのか、とりあえず中にだけ送っていくか、その辺の境、建物の中だけで施設とするのか、今言ったのだと庭がなくなってしまうわけではないですか。駐車場確かにあるのだけれども、駐車場を使うと庭がなくなってしまうので、今柵すると言っていたから、両側、多分両方とも角、歩道があったと思うので、そここのところに柵をするのかなと思ったので、車は中に入れないかなと思って質問したのですが、今の現在の状況だと、駐車場を通れば出入り自由になるのだけれども、設計図見ていないのだけれども、どういうふうな形をとるのかをちょっと聞いておきたいのですが。

（保育課長）実はこちらの場所に建つ事業所のほうは、開設が30年4月

開設に向けて整備を進めていくということになっているのです。まだ細かい詳細についてが事業所のほうから上がってきているわけではないので、済みません、ちょっとこの後詰めていく形になりますので、いずれにしても、安全策については整えてもらうという形で進めてはいきたいと思っております。

以上です。

(田中) 今外野がとやかく言うあれではないかとは思いますが、気になる場所なので、その辺ちょっと十分考慮していただいて、進めていただきたいと思います。質問で終わらなければいけない……

(委員長) 質問で終わらせてください。

(田中) だから、その辺はどのようにお考えですか。

(保育課長) いずれにしても、安全策については、十分事業所のほうと協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(田中) 了解しました。では、次に移らさせていただきます。まだ時間ありますよね。スポーツ健康課のほうの議案のほうでも出てきたと思うのですが、駐車場の事故の関係なのですが、それ聞いてはいけなかったのか。

(委員長) ページ数をお願いします、ページ数を。

(田中) 失礼しました。25ページです。一番上です。一応委員会のほうでいいのですよね。これ意外と安かったと言ったら怒られてしまうのですけれども、普通ドアを取りかえろというふうに相手側に言われるのだけれども、1万1,000円ということはちょっと塗ったぐらいかなと思うのだけれども、その辺はうまく話をついたのか、ちょっと状況をお聞かせください。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 傷の程度なのですけれども、ドアをあけた際に強風でトンという形で、相手側のドアではなくてフェンダーの部分に当たってしまっただけで5ミリぐらいの、ほんのちょっとの傷ということだったものですから、その場で話し合いをさせていただいて、向こうも社用車ということだったので、向こうの会社との話し合いの中

で修理をするということで、1万円ちょっとで済んだということでございます。

以上です。

(田中) わかりました。

では、最後に、31と33またがるのですが、体育施設の管理運営事業の、あれバスケットか何かの規定のラインの関係だと思うのですが、私はバスケット詳しくないので、大人の種目がラインが変わったのか、子どもの部分が変わったのか、その辺ちょっと聞きたかったのですが。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) バスケットボールの大人のほうなのですけれども、実はこのルール改正については、もう以前に改正をされておりまして、ラインのほうは書いてございます。書いてあるのですが、もとあったラインがスリーポイントシュートを打つ半円のラインなのですけれども、これがルール改正で50センチ遠い位置に移された関係で、50センチ遠い位置のラインは既にもう書いてあるのですが、不要になった内側のラインを今まではライン消し用のテープを張って対応していたのですが、なかなかそのテープが剥がれてきたりですとか、プレーをしているときに足にくっついたりということもありまして、そこを消してほしいというようなところで今回は不要になったラインを消すのと、それから従来ありましたライン消しテープはついたり剥がしたり年中やっていたものですから、既存のラインが少し剥がれてきてしまっているのです、そこを修繕するという意味で今回やらさせていただいたものでございます。

(芝寄) まず最初に、19ページお願いします。

小谷小学校児童クラブ管理運営事業の件なのですけれども、これも幾つか出たのですけれども、聞き逃してしまったのですが、施設修繕料の中身をちょっともう一度お願いします。

(保育課長) 今回学校に返すに当たっての原状復帰の部分ですけれども、畳をするということで、畳があるのですけれども、そちらのほうの撤去と、あと廊下側のガラスとドアなのですけれども、そちらのほうは今廊下から見えないような状況になっているのです。そちらのほうのガラス

の入れかえ、それからあとカーテンの取り付け、一部フェンスの撤去、以上です。

（芝寄）そうしますと、今これから新しく建てるわけなのですからけれども、それ明け渡すための修繕ということですよ、恐らく。そうすると、今、次新しくできるNPO法人とか今やっているところの建築の進捗状況というのは把握はしておるのですか。

（保育課長）入札のほうが進んでいるかと思うのです。それで、いずれにしましても、2月中には建設が終わりまして、3月の中旬に引き渡しということで聞いております。3月中旬に引き渡しされますので、その後移動するという形になるかと思えます。

以上です。

（芝寄）では、その引き渡しが終わった後に修繕工事が入ることによろしいのでしょうか。

（保育課長）そのとおりです。

（芝寄）そこをやっている設計業者と話よくするのですけれども、工期的にも結構きつきつで厳しいというふうに聞いておるのですけれども、万に一つはないとしても、間に合わなかった場合というのは市とすればどういう対処になるのでしょうか。

（保育課長）実は補助金の関係もありますので、おくれてしまったということ、3月中にはでき上がらないといけないような状況にはなってくると思うのです。先日、NPO法人のほうからも伺ったところによりますと、確かに入札とかおくれてしまっているのですけれども、工事のほうは2月中には仕上げますということで伺っておりますが。

以上です。

（芝寄）そうしましたら、多分本体はできると思うのですけれども、外構や駐車場が結構危ないというふうに聞いているのですよ、最後の工事が。それでも入所とかはさせてしまう場合もあり得るのですか。

（保育課長）子どもが安全に入室ができるような状況にさせていただいた上での入室になってくるかとは思っています。外構が後になってしまった場合には、例えば子どもが利用していないときにさせていただくとかと、

そういったところは詰めていかななくてはいけないかなと思っております。

以上です。

(芝寄) わかりました。

31ページ、先ほど田中委員からも出ました体育館のラインの件なのですが、これ自体云々ではなくて、これというのは何か前からわかっていたことであって、なぜこういう補正で上がってくるのか、当初予算でこういうのというのは組めない、入れ込みができないのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいのですけれども。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 今回ラインを引きましたのは大分数年前なのですが、その時点での判断では現行というか、旧のラインはライン消し用のテープで対応できるという判断でずっと参りました。ところが、最近になりまして、ラインの上にテープを張っているものですから、剥がしたり、ついたりしている間に現行のラインも剥がれてきたというところでふぐあいが出てきたということで、今回補正を上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

(芝寄) わかりました。

続きまして、ページ戻りますけれども、21ページ、鎌塚保育所と吹上富士見保育所のエアコンの件なのですが、これも同じく急に壊れたわけではないわけだと思えるのですけれども、急に壊れたのですか、これは。それだけちょっと。

(保育課長) 急に壊れてしまいました。

(芝寄) では、もう一つ、常光公民館でしたか、あのエアコンもこれは急に壊れたものなのですか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 7月に急に壊れました。

以上です。

(芝寄) 常光公民館のエアコンに関しては、もうずっと以前から調子が悪いというのを私耳にしている、どの辺が境で壊れたというふうに認識したのでしょうか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 完全に冷房がきかなくなったという状況になりまして、それで実は今の旧のエアコンはビルトインのエアコンだったのです。要するに天井に組み込んで、そういうタイプのエアコンだったのですけれども、先ほど申し上げましたように今回それが壊れまして、修繕は無理ということで、今回新設ということで対応させていただくことになりました。

以上です。

(芝寄) ページがまたいろいろって済みませんけれども、21ページの児童センター担当のところでは備品購入費、これ説明があつて、ちょっと私聞き逃してしまったのですけれども、各施設用備品とかで計上されているのですけれども、主立った内容をちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

(こども未来課長) こちらにつきましては、各児童センターで遊具等を選んでいただくことになるのですけれども、大まかに言いますと、やわらかいボールが入ったボールプールですとか、あと卓球台、それから室内での滑り台等を考えております。

以上です。

(芝寄) これも先ほどと同じように、ではこれ急を要するものではないと思うのですけれども、なぜ補正なのでしょう。当初予算に組み込んで、最初からこれ予定を組んで入れるとか当然できることだと思ふのですけれども、なぜ補正で上げるのでしょうか。

(こども未来課長) こちらにつきましては、ひなちゃん子育て応援基金を活用しまして導入するものになりますので、28年度に積み立てた基金のほうを取り崩しさせていただいて、それを充当するものですので、当初予算のほうではその額が確定しませんので、今回の補正ということにさせていただいたところでは。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時24分)



(開議 午前 11時25分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を開きます。

(川崎) 19ページの保育所庶務事業で午睡ベッドの件についてお伺いいたします。

登録人数、延べ人数についてはわかりました。午睡ベッドにつきましては、60台購入するというふうに聞いておりますけれども、そうしますと1日当たりの利用数、この60台で十分間に合うということで60台にしたのだと思うのですけれども、平均で構いません。1日どのぐらいの利用者があるか教えてください。

(保育課長) 7月の利用実績にはなるのですけれども、生出塚保育所で1日平均25人、登戸保育所のほうで1日平均22人となっております、今までやってきた中でも30人を超えているというところはなかったので、今回30台ずつということで購入いたしました。

(川崎) まずは土曜保育を行っているところからというふうに伺っているわけなのですけれども、先ほどもいろいろな視察をしたところ、上尾のほうではいい話しか聞けなかったというような状況でございまして、利用者の感想も踏まえて、今後拡大をしていくという、そのような気持ちがあるのかどうか伺います。

(保育課長) 今回ひなちゃんの応援基金のほうを活用させていただいているという形になりますので、今後の整備につきましては、基金の活用について等も含めた上での検討していきたいと思っております。

以上です。

(川崎) 続きまして、21ページになります。民間保育所施設整備事業の件についてお伺いをいたします。

先ほど答弁でもありましたけれども、非常に民間保育の新設が伸びている状況です。このことによりまして、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の入所枠が相当広がるわけなのですけれども、ゼロ歳、1歳、2歳の方が今後どのぐらい見込まれるのか、今現在の状況でも構いませんけれども、それについてまず1点お伺いします。

(保育課長) 29年9月、今月の入所状況なのですけれども、ゼロ歳児が

市内全域で147名、1歳児が335名、2歳児が372名となっております。
以上です。

（川崎）そうしますと、いわゆる待機児童の問題ですけれども、前に一般質問したときに待機児童というのはいないと。ただ、保留児童というのはいますよという答弁だったかと思うのですけれども、それについては変わらないのでしょうか。

（保育課長）4月1日の待機児童の調査の中でも待機児童はゼロということで報告しております。ただし、保留児童については、4月現在でやっぱり16名のお子さんが入れないという状況ではあったのですけれども、そちらの方はこの施設でということでの利用でしたので、待機児童には入らないということになっております。

以上です。

（川崎）そうしますと、最後の質問になります。31ページなのですけれども、吹上北側生涯学習施設の建設事業についてお伺いをいたします。もともと2階の予定だったのが1階になったという経緯については、るる答弁がありましたのでわかりました。利用人数についてなのですけれども、これ2階で建設した場合の利用人数と1階で建設した場合の利用人数というのは変わるのが当然かと思うのですけれども、この利用人数についての予測につきましては、もともとどのぐらいの人数を予測していたのかをまずお伺いいたします。

（教育総務課長）利用人数という部分につきましては積算根拠は特にこちらは想定しておりませんでした。

（川崎）どうしても必要だからということで、面積は少なくしてでも吹上北側生涯学習施設を建設するというふうに決まったのでしょうかし、当然地元の皆さん方の要望も多くあり、それで建設をしたというふうにこちらとしては思っているのですが、全く利用人数について検討していないということはないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

（教育総務課長）申しわけありません。利用人数という部分でよろしいですか。当然この部分につきましては、それぞれの生涯学習施設機能を持った施設、また児童館を持った施設ということで大きく2つの機能を

持った複合施設という部分になっております。この部分につきましては、当然先ほど申し上げておりますような和室、または調理室、このような部分につきましては、まず現在ございます既存の吹上の生涯学習センター、また勤労青少年ホームのそういった利用状況等も鑑みながら、利用人数等も鑑みたという状況もございます。あわせて、生涯学習機能といたしまして必要な部屋、そういった部分を当然社会教育施設という部分もございますので、そういった必要とした施設のほうを部屋として設定をしたという状況でございます。

以上でございます。

（教育総務部長）補足をさせていただきます。

利用人数については、施設の設計当時にどこの部屋に何人、どこの部屋に何人と、これは当然でございます。それは合計すると約二百何十名なのですけれども、今回先ほどから課長申しておりますけれども、他の公共施設の利用実績を調べまして、それを踏まえた中で最も利用率の低かった和室と調理室を、これを取りやめると。そのほかこれから用途変更についても細かな協議はしてまいりますけれども、パブリックコメントでいただいた一番多かったのは音楽室とか視聴覚室の関係、それから学習スペースの関係もございましたので、その辺は十分生かしまして、実質的なサービス低下にならないような、そんなふうな設計をしてまいりますと、こんなふうに思っています。

以上です。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午前 11 時 33 分）



（開議 午前 11 時 33 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まだ時間が少しございます。どうしても質問し足りなかったという方いらっしゃいますでしょうか。

（諏訪）1点だけお願いしたいと思います。

29ページの児童就学援助事業、そして31ページの同じく生徒就学援助事

業、こちらなのですが、財源がどちらも一般会計でなっているのですけれども、私もお母さん方から入学前にどうしても入学のための就学援助金を支給してほしいということを伺ってしまして、お母さん方と何度もそういった懇談を教育委員会さんと持たせていただいております。今までこれはできませんと、会計上非常に大変でできないのですよということ伺っていたのですが、今回急遽補正で出てまいりました。急遽補正で取り扱うようになった経緯をまず伺いたいと思います。

（学校教育部副部長兼学務課長）ことしの3月になるのですけれども、文部科学省の初等中等教育局長の通知で、要保護児童の保護者に対しまして入学前に新入学児童学用品費の支給のほうを可能にしてくれということがありました。ことし4月にはそれを受けまして、県から市町村に対しまして先ほどの文科省の通知の趣旨を踏まえまして、準要保護を含む援助が必要な児童生徒の保護者に対して必要な援助が必要な時期に実施されるようにという通知がありまして、こちらのほうを受けまして市としまして対応を図っているところでございます。

（諏訪）そういったしますと、来年度からは当初予算に入ってくるということによろしいのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）方向としましてはそのような方向で今対応を予定しています。

（諏訪）では、入学前の就学援助金ではないのですが、現在就学援助金、通年で出ている方々からの要望が結構ありまして、クラブ活動費も充当できないかというようなことがあるのですが、そういった現在支給されている方々への新たな項目で支給の拡大ということは考えていただけるか、最後に伺います。

（学校教育部副部長兼学務課長）現在のところ、そちらのほうに関しましては考えておりません。

（加藤）21ページから22ページ、23ページにかかるとはありますが、これを見せていただく中で、児童センターの関係の中のずっと下を見ると、ひなちゃん子育て応援基金から運用するということで補正になっているわけなのですが、これは去年からでしたね、たしか基金として積み上げ始

まったのが。その中で、去年の段階ではもう全く何に使うかわからないというふうな、そういうふうに来たわけですけれども、いきなり何かあれもこれも、これもあれもとひなちゃん基金を使うというふうな予算計上になっているわけなのですけれども、今28年度決算では600万円ですか、基金としてあるわけですが、その中でここ何百万円か使うのですけれども、この基金に対しては、本当に細かいことで使おうというふうな考えなのでしょうか、今後も。もっと何かせつかくこれは寄附金とかそういうものの中から基金として積み上げていると思うのですが、こんなにあれもこれも何か細かいところで使うというふうな目的なのでしょうか。

（福祉こども部長）ひなちゃん子育て応援基金につきましては、昨年12月議会で条例案議決を受けて基金が設置されたわけです。と同時に、ひなちゃん子育て応援基金活用検討委員会というものを要綱設置しております、今年度に入りまして、この基金活用検討委員会で検討協議を、これは庁内の職員で組織する検討委員会ですが、この中で協議を重ねた上でどのように、何に使うかというのを検討して、結果このような決断に今年度については至ったというものでございます。

（加藤）今後においても庁内検討の中でどんなふうに使っていくかという、やっぱり私としてはもっと事業的な、本当に大きな何かことで使うという、そんなことの基金に積み立てていってというふうな、何となくそんなふうな私自身が勝手にそう思っていたのかもしれないのですけれども、今後もいろんななかなか予算がないので、こういうことをやりたい、ああいうことをやりたいということがあってもできないというふうな内容のものから、今後もそういう、これはとやりたいと思ったことをこういうところを運用して使いたいというふうな考えなのでしょうか。

（福祉こども部長）今後につきましても同じように基金活用検討委員会で十分議論を重ねた上で、来年度以降、どのように活用していくかというのを決めていく予定でございます。

（加藤）29ページなのですが、児童就学援助事業で来年度の入学児予定

が911人ですか、その中でその対象になる人が78人分というふうなことでの補正ということですのでけれども、これというのは要・準要保護世帯というふうなことになるわけですのでけれども、これやはり申請的なもので対象にするというふうになるのですか。それとも年間所得とかそういったことの中でやっていくという、そういう内容になるのでしょうか。それ来年に向けて当初予算では足りないから補正を組むというふうになるわけですのでけれども、その辺の見込みというのが間違っていたということなのでしょうけれども、どういったところの中から考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。

（学校教育部副部長兼学務課長）対象に関しましては、市民税が非課税世帯であるとか、児童扶養手当が支給されている世帯であるとかということによって要件のほうがありまして、申請に基づいて審査をしまして認定のほうを決めております。先ほども申しあげましたけれども、今回補正、特に児童のほうに関してお願いいたしますのは、来年度入学予定のお子さんに関しましての新入学学用品費の部分につきまして年度内の支給ということの対象で、そちらのほうの前倒しという形になりますので、その分がふえましたのと、従来12月補正で扱っていたことが多かったと思えますけれども、このところ伸びのほうがありまして、どうしても当初予定していたよりも支給のほうがふえて、12月補正で従来お願いしていただけたけれども、今回9月のほうであわせてその分も見越して補正をさせていただくということで計上させていただきました。

以上でございます。

（加藤）今の内容につきましてはわかりました。

では、例えばこれを運用するに当たって、学用品が親御さんのところの手元に入るというか、そういうのというのは、ほかの方とは同じような形であれですか、それとも直接個々にそういう学用品が届くというか、そういうふうになるのですか、こういうのというのは。

（学校教育部副部長兼学務課長）現金のほうで、振り込みのほうで予定をしております。口座のほうに振り込みという形で。

（金澤）済みません、最後に1点だけ、21ページの保育所費についてな

のですが、保育所のエアコンの件でございます。先ほど保育課長の答弁ですと、20年とか15年とか設置してあるというような形のご説明がございました。当然地球温暖化の中で今後エアコンというのは重要な問題になってくるかなというのが認識的にはあるわけです。夏場が当然ピークですから、この9月補正でちょこちょこ出てくるわけなのだけれども、これで福祉子ども部長に確認しますが、保育所云々について保育所のエアコンの状況を見て、できれば来年度予算に一括で申し込むとか、そういうことはできないでしょうか。

（福祉子ども部長）確かにご質問の意見につきましては、今後の課題として捉えて、保育所のそういったエアコン設備等もしっかりと確認をしながら、今後検討してまいりたいと思います。

（金澤）赤ちゃんとか何かは鴻巣の宝ですから、ぜひ保育所のエアコンについては、例えば来年度一括で改修工事すると、それが終われば、この次は児童センターというような形で考えていかないと、小中学校はエアコンは設置してありますけれども、やはりその辺は十分に今後考えていかないと、ちょこちょこ補正で出してもどうかなというところなので、ぜひ部長にはその辺頑張ってくださいと思いますが、いかがですか。

（福祉子ども部長）今後の重要な課題だと捉えております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算（第3号）のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 11時46分)

◇

(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時03分)

◇

(開議 午後 1時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を行います。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時09分)

◇

(開議 午後 2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(市ノ川) 最初に、まず5点ほど伺います。

117ページなのですが、中段の生活困窮者自立支援事業ですが、具体的な中身をちょっと教えていただきたいのですが。

(委員長) 市ノ川委員、ページ数をもう一度お願いします。

(市ノ川) 117。ごめん、107。済みません。目がいつてしまっているものですから。中段の生活困窮者自立支援事業ですけれども、これの具体的な中身をちょっと教えていただきたいのですが。

(福祉課長) まず、生活困窮者自立支援事業ですけれども、こちらについては平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法と改正生活保護法に基づき行ったもので、自立相談支援事業としてまず3つ事業があります。まず、1つは自立相談支援事業、それと学習支援事業、それと住居確保給付金になります。こちらについては、生活に困っている方が生活保護になる前に相談されるところで、自立相談支援事業については社会福祉協議会のほうで生活困窮者自立相談支援センターというのがあります。こちらのほうで相談をされて、生活保護に至らないようなプランを立ててもらおうというのが1つあります。それと、学習支援事業については、こちらについては生活保護の世帯の中1から高校3年生までのお子さんと生活困窮者と児童扶養手当の受給者世帯の中3のお子さんを学習支援をさせていただいています。昨年度までは鴻巣と吹上で月に2回ずつ行っていましたが、29年度からは鴻巣と吹上を交互に週2回をやっております。それと、住居確保給付金については、失業された方とか家を手放すような方たちがいた場合に家賃の補助をするというものを行っております。

以上です。

(市ノ川) 次の109ページなのですが、中段の臨時福祉給付金支給事業で、返納金が1,044万円ですよね。随分額が大きいと思うのですが、最初の予算をつくる時の見込みはどうだったのでしょうか。

(福祉課長) こちらについては、申請書の発送した方については1万9,307人いたのですが、そこで申請した方が1万3,513人で、支払った方については1万2,460人支払っています。その関係でこちらの返納になったという状況になっております。

以上です。

(市ノ川) 113ページなのですが、福祉タクシー自動車燃料費助成事業というのがありますけれども、燃料費助成委託料として1,157万円ほどあり

ますけれども、ガソリンこんなに使うものなのですか。ガソリン代だけではありませんか。ほかのものも含めて。

（福祉課副参事）では、お答えいたします。

福祉タクシー自動車燃料費の助成事業であります。これについてはタクシー券と自動車燃料券の2本立てということで、障がいのある方がどちらか一方を選択するというものになっておりまして、自動車燃料のほうが平成28年度ベースでいきますと1,523名、タクシーのほうが420名ということになりますので、自動車燃料券をお使いになる方のほうが多いということになっております。

以上です。

（市ノ川）今の質問と関係するのですが、次の115ページの下から2番目にも障がい者移動支援事業というのがありますけれども、これも具体的にはどういうことなのでしょう。

（福祉課副参事）障がい者移動支援事業ということ。これは、障がい者の総合支援法で規定されました地域生活支援事業というものがあるので、その必須事業の一つで、市内に住む障がい者等が社会参加をするために外出するとき支援を行うものという支援でありまして、主に公共機関、電車ですとかバスですとか、障がい者と、あと支援する人が1対1になってそういうイベントなり、講演ですとか外出支援をするというような事業となっております。

以上です。

（市ノ川）少し飛びまして、167ページなのですが、真ん中の障がい者等歯科診療運営業務委託事業がありますけれども、たしかこれは登録してからの利用だと思っておりますが、現在登録されている方は何名ぐらいおられて、延べ人数でどのくらい利用されているのでしょうか。教えてください。

（健康づくり課長）現在の登録者の方は……失礼いたしました。昨年度、平成28年度で49名の登録者の方がいらっしゃいました。受診された方の延べ人数といたしましては336名というふうに把握しております。

以上です。

(市ノ川) これに対しては、1,700万円の予算なのですが、1,700万円の根拠というのは何でしょうか。

(健康づくり課長) こちら年間で1,700万ということになっておりまして、2カ月に1度の支払いを行っているものなのですが、主に障がい者の方が歯科治療になれるためのトレーニングを歯科医院のほうで行っていただく、一般の歯科医院ではなかなかできないようなところを担っていただくための、そういった歯科治療になれるためのトレーニングですとか、あと麻酔をかけての治療を行う際のそういったものに係る高度な医療に対しての支払いをするものであります。あと、中身といたしましてはもちろん歯科医の先生ですとか、あるいは麻酔の先生、あと歯科衛生士の方、また受付の方もいらっしゃいますので、そういった方に支払うものとなっております。

(市ノ川) その上なのですが、医師会とか歯科医師会に補助金を出していますが、これの補助金の目的というのは何でしょうか。

(健康づくり課長) 主に市の健診事業ですとか、また健診事業といたしましては乳幼児の定期的な健康診査、あるいは成人の歯科健診事業、そういったものに対する支援を行っていただくための負担金ということになっております。

(諏訪) 全部で5点質問させていただきます。

まず、最初は41ページの歳入です。一番下の雑入なのですが、ここに監査委員の意見書の中にも記入されておりましたけれども、収入未済額のところに220万5,503円というものがあります。意見書のほうでは、中学校の給食費の未収分だというふうに書かれておりますけれども、この内訳をまずお聞かせいただきたいと思えます。

(中学校給食センター所長) 内訳、これは年度別でよろしいですか。中学校の給食費ということで内訳ですが、平成23年度分が5名で9万7,152円、平成24年度分が10名で24万9,962円、平成25年度分が7名で25万5,849円、平成26年度分が6名で12万8,200円、平成27年度分が23名で59万4,500円、平成28年度分が44名で87万9,840円となっております。

以上です。

(諏訪) 年度ごとに人数がふえているというのは、持ち越している方を含めて、新しい方も給食費の未納になっていることがあるということでしょうか。

(中学校給食センター所長) そうです。持ち越している方もいらっしゃいますが、未納対策を給食センターのほうでもしていますので、常に督促や家庭を訪問して、給食費の徴収をしているものですから、古いものからだんだん少なくなっているというか、そういうことを繰り返しているものですから、だんだん減っていくものではあるのです。以上です。

(諏訪) だんだん減っていくというのは、収納ができて減っていくということですか、それとも欠損でということでしょうか。

(中学校給食センター所長) 収納して減っているということで、欠損はしておりません。

(諏訪) 今後の対策、なぜ給食費が払えないのか、払わないのかということも含めて、今後の対策はどのようにお考えなのか。

(中学校給食センター所長) 常々日々納めていただくように職員のほうでは連絡をとったり、家庭訪問をして徴収をしております。生活的に厳しいということであれば、準要保護などの制度があるということをお勧めしていますし、計画納付などをしておりますというところで、あとは学校給食費というのは食材だけをいただいておりますので、食材費をいただかないと給食ができないということを保護者の方に粘り強く説明しながら徴収を進めていっているところであります。

以上です。

(諏訪) 就学援助制度にも結びつけていきながら払っていただけるようにしているということでしょうか。

(中学校給食センター所長) そうです。該当するということであれば、そういうことに勧めていますし、あとは児童手当から振りかえて納付していただく申し出をしていただける場合は、そういうもので振りかえの申し出をしていただいて収納しているという状況です。

以上です。

(諏訪) 続きまして、113ページ、先ほどの市ノ川委員の続きのようなのですが、福祉タクシーについてお伺いしたいと思います。現在年間で12枚の福祉タクシーが支給されていると思うのですが、420名の方が登録をされてお使いになっているというふうに伺いました。420名の方の中で福祉タクシー券を全く使わない方いらっしゃいますでしょうか。

(福祉課副参事) 福祉タクシー券を発行いたしましたのが平成28年度ベースで4,516枚、利用枚数が3,091枚、利用率が68.4%というような数字が出ております。

以上です。

(諏訪) 全く一枚も使わないで返される方もいらっしゃいますか。

(福祉課副参事) 一度障がいのある方たちにお配りしますと、その後返却というものがいないためにそこまでの把握はできておりません。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、一人の方が何枚ぐらい使っているかということもわからないということによろしいのでしょうか。

(福祉課副参事) 利用枚数から勘案して、利用者数、ここから割り出しておよそ7枚から8枚という計算になります。

(諏訪) 実はタクシー券が12枚で足りないという方が結構声が聞かれておりまして、使用される方の使用枚数をある程度押さえていただいて、例えば月に1度しか通院をしないから往復で1カ月に2枚しか使わないよという方から、毎週通院をするためにどうしてもタクシーを使う方というような個人差があるかと思うのです。ですから、4,516枚の交付で68.4%の使用率だからということなのですが、ほかの自治体では24枚支給している自治体もありまして、本当にタクシー券の要望が強いものですか、これを枚数をふやすということはお考えではないでしょうか。

(福祉こども部長) 現段階では考えておりません。

(諏訪) 続きまして、115ページです。上段の新規事業、28年度の新事業ということで在宅超重症心身障がい児レスパイトケア事業の288万円ですけれども、実際にこのレスパイトケア事業をサービスを提供しているところというのは今市内に何カ所ありますか。

(福祉課副参事) では、お答えいたします。

実際このレスパイト事業をお使いになっている施設ということですが、市内にはゼロカ所ということになっておりまして、実際使われているのが川越ですとか毛呂山、それから熊谷、さいたま市というふうに、鴻巣市内では利用はございません。

(諏訪) ただいまいただいた自治体は大きな、要するに小児センターがあったりするところかなと思うのですが、鴻巣市で今後レスパイトケア事業を行えるような施設はありますか。

(福祉課副参事) 今のところ登録してある病院が鴻巣市内にはないのですが、登録してある病院を見ますと大方医療ケア児のご利用というのがかなり多くなっておりますので、それに対応できる病院となりますと大きな病院、総合病院系、そちらになってきますので、鴻巣市内等においては今後調査研究をして、これらについて調べていくということになっていくかと思えます。

以上です。

(諏訪) 非常に重度の障がいを抱えたご家族は大変だと思われそうです。そして、ただいま伺った限りの病院ですと、やはり非常に遠いなと思うのです。熊谷に関してはそうでもないかもしれませんが、本当に心身ともに疲れているご家族が利用するには、やはり遠い病院ではなくて、市内に病院があってレスパイトケア事業が進展していくことが望ましいと思うのですが、これは総合病院の問題になってしまうのですが、総合病院が市内にあったほうが良いという考え方から福祉課さんのほうでも庁内の検討委員会、総合病院を誘致するための庁内の検討会議があるかと思うのですが、そのときにぜひご意見を言っていたきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(福祉課長) 確かに医療ケアの医療提携ケア児の方のお子さんを……今後ふえてくるかなと思うのですが、その辺については今後の検討課題の一つなのかなと思うのです。個人的には、やはり近くにあったほうが私もいいと思いますが、その辺も含めて今後そのような場があれば自分の意見を言っていきたいと思っています。

以上です。

（諏訪）最後に、169ページです。中段のがん検診事業なのですけれども、受診率というものはどのような推移でなっているのかお伺いしたいと思います。

（健康づくり課長）がん検診のそれぞれで申し上げたほうがよろしいですか。まず、胃がん検診から申し上げます。28年度の受診率が2.0%、肺がん検診が2.6%、乳がん検診が15.6%、子宮がん検診が15.7%、大腸がん検診が17.5%というふうになっております。昨年度、平成27年度を申し上げます。胃がん検診2.3%、肺がん検診2.9%、乳がん検診17.9%、子宮がん検診15.2%、大腸がん検診が18.5%というふうになっております。

以上でよろしいでしょうか。2年間の推移となっております。

（諏訪）受診率の数値と、それから罹患率の数値というものの対比されているようなデータはありますか。

（健康づくり課長）実際にごがん検診をお受けになられた方でがんが見つかった方というような数は把握をしております。

（諏訪）がん検診を受けられてがんが見つかった方というのはどのぐらいいらっしゃるのかわかりますでしょうか。

（健康づくり課長）こちら平成28年度はまだ把握しておりませんで、27年度の数値となります。トータルで市の検診をお受けになられた方でがんが見つかった方は85人いらっしゃいました。

以上でございます。

（諏訪）今がんは治せる病気というふうに変ってきていると思うのです。やはり受診率を高めることがとても大事だと思います。85名の方々はずぐ治療に向かうことができたと思うのですけれども、やはり検診を受けていく大切さを市のほうももっと推進する必要があるかと思うのですけれども、受診をしない一つの理由には自己負担の費用の問題もあつたりするのではないかと思うのです。といいますのは、お隣の伊奈町では自己負担分がないということで受診率がぐんと上がっております。ですので、自己負担の額それぞれ違いますけれども、自己負担をなくすこ

とについてどのようにお考えでしょうか。

（健康づくり課長）確かに費用が無料であれば受けに行きたいという方がふえるのではないかという考え方もあるかと思います。また、近隣の状況を見てみますと、無料のところはまだ少ない状況であるのですが、伊奈町さんがそのようなことをやられたということで、実際受診率がどれくらい伸びたかというところも今後把握をしながら、ちょっと調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

（諏訪）もう一つ、女性に特有のところでは乳がん検診と子宮がん検診があるかと思うのですが、市内にいわゆる婦人科が非常に少なく、私も予約して行ったりするのですけれども、結構混み合っています。そういったところで市内のクリニックだけでなく、できたら近隣のクリニックでの受診も可能なようなものに今後していく考えがあるかどうか伺いたいと思います。

（健康づくり課長）委員がおっしゃるように、婦人科系の病院が少ないのは確かでございます。また、市内だけで考えるのではなくて、やはり近隣等の広域的なまた調整等も必要になってくるかと思っておりますので、またその辺は近隣の市、町と調整をさせていただく機会を……集まるときもございますので、そういったときに声に出していきたいというふうに考えております。今後また調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。

（加藤）では、まず初めに105ページのところの社会福祉協議会の補助金の関係でお聞きしたいと思います。

これ人件費というふうなことで、きのうでしたっけ、正職員が二十何名で、臨時職員が99名というふうな数字が出されていたかと思うのですが、正職員の人たちの配置、例えば総合福祉センターには何人いて、あと吹上のセンターには何人でというふうなことがわかりましたら教えていただきたいのですけれども。正職員だけで結構です。

（福祉こども部長）その配置については、これは権限としまして社会福祉協議会の理事会、評議員会の権限でございます。それ自体について私どものほうは把握は、特に詳しい把握というのはしてございません。

(加藤) そうなのですか。人件費ということで出しているからには、どこにそういうふうに配置しているかということは把握していないわけですね。

(福祉こども部長) 全体の把握ではなくて、補助金の対象となっている職員についての把握はしてございます。それは、補助金の対象となっている職員のみでございます。

(加藤) ですから、それは正職員が対象ということですよ。

(福祉こども部長) 誤解があるようですが、補助金の対象となっている職員については正職員、それから社協で言われている準職員含めた、補助金の対象たる職員について把握をしているということでございます。

(加藤) 一概に正職員が多いとか少ないとか何かと、そういうことでなくて、やはりいろんな指定管理でやっている箇所もたくさんあるわけです。なので、ちょっとそういうふうなことを聞いてみたのですけれども、正職員と準職員の人件費は主に補助として出されている金額に相当するというふうなことで理解でよろしいわけですね。

(福祉こども部長) あくまで社協に対してはその他の補助金であるとか委託料、そういったものも含めまして、それに対象となる正職員、準職員に対して委託金等も含めまして市から社協への財源が使われているというふうに認識しております。

(加藤) 次に行きます。

次のページのところの107ページなのですけれども、先ほどの生活困窮者の関係で学習支援というふうなことで、今までは月2回だったのを今度週2回鴻巣と吹上で実施しているということなのですけれども、私基本的な考え方が余り理解できないのですが、生活困窮者の方にというふうなことで普通の学校外にそういう学習指導をしているわけですよ。例えば生活困窮で塾に行けないとか、そういった方に対しての行政でそういうふうなことをフォローしているというふうなことの理解でまずよろしいのですよね。

(福祉課長) こちらの事業ですけれども、いわゆる塾というのとはまた別な意味合いになるかと思うのですが、やはり生活保護だとかを受けて

いるお子さんとか生活困窮の方たちは、塾に行けないというよりも家庭の中で勉強できるような環境がない、そんな方たちのお子さんなので、そういった方たちを勉強をさせる場、学習する場を設けるという形になっております。

以上です。

（加藤）そういうことなのですか。小中学校は義務教育ですから、皆さん誰もが学校にももちろん行っているわけです。でも、家庭内でのそういった環境ではないというのは、生活困窮って経済的なものだけではなくて、別の環境的に家庭内ではそういった環境ではないというふうなことを見込んだことの上での市でのこういう事業として取り組んでいるということなのですか。

（福祉課長）やはり高校に進学する……今まではこの事業が始まる前というよりも一般的なことなのですからけれども、高校に進学することができなかったりとか、高校中退、高校に上がったけれども、中退、退学してしまったという方たちが、主に生活保護を受けている方とか生活に困窮している人たちのお子さんに多いというのもありましたし、不登校になっている方たちもそんな子どもたちもいましたので、そういうお子さんを救うというようなことがまず目的に始まった事業となっています。

（加藤）今不登校の云々とありましたけれども、不登校という方は生活困窮者というか、そういう対象とはちょっとまた違うかなと思います。不登校になっているお子さんがいる家庭というのは、生活困窮だから不登校になっているということは余り考えられないかなと思うのですが、どうもやはり何か塾に行くのが今の社会では当たり前、普通では。でも、やはり生活困窮者の方がなかなかそういうことができないので、行政で少しでも弱者に対してのそういうふうなことでやっているのかなというふうに考えたときに、弱者に対してやることは全ていいとは思いますが、何か私の中では理解がそんなふうにとめられなかったのですけれども、だから家庭内での勉強のできないような、経済的に生活困窮の方が家庭内でできないという、どういう家庭があるかというのは私もわからないのですけれども、ただそういう何でもかんでも行政がかかわっ

ていくということに対して、本当にどういうふうなことに對して、ただ今までやっていることを否定するわけではないのですが、ちょっとそういう理解が私できなかつたものですから質問したのですが、今話を聞いてもよく理解できないのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 7 分)



(開議 午後 3 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(加藤) では、次の項目に行きます。

117ページなのですけれども、下から3つ目ぐらいの身体障がい者補助装具給付なのですけれども、1,877万というふうなことの計算になっているわけなのですけれども、先ほど説明の中で車椅子とか、そういう補助的な、補装具的なものということなのですけれども、例えば車椅子とかの補装具であれば、ことし車椅子をこういふことで手に入るようなことがあれば来年はそれが要らないわけです。今年度それが貸していただくならできれば。それで、こんなに1,800万もというふうなことで計算があるわけなのですけれども、どのぐらい毎年こういった申請があるのかを教えてください。

(福祉課副参事) では、お答えいたします。

件数としましては、27年度については187件、28年度が198件と、毎年伸びているか……激増するというわけではないのですが、伸びているというものがあつてあります。その中で読めないところというのはあるのですが、障がい者の方がこれらを利用することによりまして日常生活を快適に過ごすというような意味もありますので、こういったのをご利用になる障がい者の方というのがふえているのが実態です。

以上です。

(加藤) 補装具に関してやっているということはいいことなのですけれども、ただやっぱり198件とか187件、27年、28年あつたわけですが、これって27年にしても28年にしても新しく初めて申請する方がこんなにた

くさんいらっしゃるということなのですか。

（福祉課副参事）この件数の中には、以前車椅子ですとか、そのほか義手ですとか義足ですとか、そういったのを支給された方々が耐用年数の問題であったり、壊れてしまったとか、そういったのもこの中に入っております。新規だけということではございません。

以上です。

（加藤）次へ行きます。

121ページの上から2段目というか、2つの丸のところの老人ホームの措置事業なのですけれども、これ2,233万何がしということなのですけれども、この方たちというのは措置でやっている方って28年度は何人なのでしょう。

（長寿いきがい課長）老人ホームでは、措置は平成28年度は11人いらっしやいました。

以上です。

（加藤）11人もいらっしゃるのですね。

では、次いきます。その下の、ずっと下から3つ目ぐらいのシルバー人材の補助金関係なのですけれども、登録者が730名というふうなことでだんだん登録者数が減ってきていますよね。いつとき1,000人近くいたのかなと思うのですが、それでこれは県の補助金に対しての登録者の人数によって市のほうもどのぐらい補助金を出すとかというあれがあるかと思うのですが、市の事業としてどのぐらいの、市の公共施設とか、そういったところの中でどのぐらい仕事というか、そういうことで出しているのか、わかりましたら教えてほしいのですけれども。

（長寿いきがい課長）当課では補助金は出しているのですけれども、シルバー人材がどのような仕事を受けているかまでは把握しておりませんので、数字はわかりかねます。

以上です。

（加藤）137ページからずっと何ページか同じような、放課後児童クラブに関してなのですが、放課後児童クラブの決算費用ですけれども、放課後児童クラブによって金額がそれぞれありますよね。それで、例えば大

芦小学校が1,632万というふうなことで、下忍小学校が1,540万何がしというふうになっているのですが、これというのは予算に対してほとんど決算額と同じになるかなと思うのですが、これって預かっている人数によつての指定管理料というのが決まっていくのと違うのですか。そういう割り出し方、指定管理料の出し方なのですけども、これは予算ではなくて決算ですけども、例えば大芦小学校が1,600万ですよ。小谷小が1,100万というわけですけども、大芦小と小谷小の児童クラブに行っている児童数が違うと思うのです。小谷小のほうが今現在逆に多いのかなというふうに思うのですが、そういう人数によつて指定管理料というのはなっているのではないのでしたっけ。

（保育課長）人数と、あと障がい児の受け入れをしていると障がい児加算とかがありますので、そちらのほうが加算になっているかと思います。以上です。

（加藤）そういう障がい児の方のための加算分があるから、こういう数字がただの人数だけではないというふうになるわけですね。では、ちなみに全部児童クラブの人数は私知るわけではないのですけれども、例えばどこのクラブというふうに指定してもいいのですけれども、大体ほぼどこの児童クラブでもやっぱり障がい児的なお子さんを預かっているというところがほとんどあるのですか。どこで何人ということではなくて結構です。

（保育課長）指定管理を受けているところの中でということによろしいですか。

（加藤）そうです。

（保育課長）指定管理の中で加配をつけているところが大芦放課後児童クラブと……済みません、指定管理のところで加配がついているところは、大芦放課後児童クラブだけ（P.56「大芦と広田になります」に発言訂正）です。

（加藤）では、それはわかりました。

では、教育委員会のほうに行きます。253ページの放課後子ども教室なのですが、先ほどの説明ですと、これは指導員というか、いろいろお手伝

いしてくださっている方への支払い分とかというふうに聞きましたけれども、これって国が3分の1、県が3分の1、市も補助を出しているのでしたっけ。ちょっと聞き取れなかったのですけれども。

（教育支援センター所長）国が3分の1、県が3分の1、その残った分は市単独費ということで支出してございます。

以上です。

（加藤）では、市が結局3分の1ということによろしいのですか。みんな3分の1で、市も3分の1を出しているというふうな理解でよろしいのですね。

（教育支援センター所長）はい、そのとおりでございます。

（加藤）私これというのは国、県の指導のもとにやっているのです、今全部で13校でしたっけ、今現在。28年が吹小が始まってというふうなことで……29年度もまた始まったのでしたっけ。国、県の補助金のもとでやっているのです、内容的に私は本当にこれが必要なのかなと思いつつ来ていたのですけれども、市でもそれをやることによって市の税金も使われているというふうなことになる、本当に……今全校で18校でやっているわけではない……小学校18校ですよ。1,313万。全校をやればもっと予算もふえていくわけですけれども、今やっている中で安全性が云々というふうなことで前から聞いたときにそんな話も答弁の中にあるのですが、本当に子どもたちに対してこのことがどういうふうなメリットがあるかというふうに考えたらいいのかをちょっとお聞かせください。

（教育支援センター所長）まず、放課後子ども教室の考え方でございますが、子どもたちのまず安全、安心な居場所を設けるといのが目的でございます。また、子どもたちが地域の社会の中で心豊かな育みができる環境をつくるというのが、この放課後子ども教室の目的になってございます。その中でさまざまな体験活動や異学年との交流もありますので、そういったことをやることによって子どもたちに社会性や自主性、創造性の豊かな人間性を育むというのが放課後子ども教室の狙いでございます。

以上です。

（加藤）異学年との交流とか、いろんな体験もできると、そういったことはそれはそれなりにいいのかなと思うのですが、ただ安心、安全だというふうなことがちょっとわからないのです。例えば小学1年生なんかは今は大体2時50分ぐらいに帰っていくわけですが、その学校のやっているところによってそれぞれ違うわけですが、これから運動会のある学校なんかはそういうことはできない、運動会の練習があるので、今はまだ2学期になって始まっていないかと思うのですが、1年生なんかで希望すればもちろんここに参加することができるわけですが、一番安心、安全だというのは家に帰って、親元に帰っているのが一番安心、安全ではないのかなというふうに思うのです。何で学校でこういうふうに預かることが安心、安全なのかというのがちょっと理解できないのですが、その辺わかりましたら教えてください。

（教育支援センター所長）お答えいたします。

まず、日本全体といいますか、地域全体が核家族化というのがふえておりまして、昔であれば大家族で家に帰っておじいちゃん、おばあちゃんがいたりして、家に帰れば安心、安全は守れたわけですが、今お母さん、お父さんお仕事していますので、どうしても家に帰ると一人になっているお子様が、そういった状態が見受けられるというのが多分こういった教室の始まった理由になっていると思います。

以上でございます。

（加藤）働くお母さん、今は児童クラブのほうも6年生までどこの学校も預かるようになっているわけですが、仕事に行っている方は、2時ぐらいいまでに帰るから児童クラブに預けないでという方も中にはそれはいらっしゃるかもしれませんが、でも、毎日お仕事に行っている方は児童クラブに預けているわけで、児童クラブは本当に必要であるというふうに思うのですが、放課後子ども教室というのは働くお母さんのためのそういうものというのは、ちょっと意味が違うのではないのかなというふうに思うのですが、やはりそういうことを考えられますか。低学年の子なんていうのは、学校にいる時間、幼稚園から小学校に入って、へと

へとになって学校の授業を受けてくるわけですから、別は強制ではないので、希望なのですけれども、一番学校の中で集団生活が終わって家に帰って、全くお勤めしている人は学童に預けるでしょうし、その辺がちょっと理解できないのですけれども、やるほうとしてはそういう理解がちゃんとされているのでしょうか。

（保育課長）働いているお母さんの場合には児童クラブにということなのですが、児童クラブのほうでも1年生であっても3時以降まで働いている方というような制限があるのです。なので、全ての方が働いているからということで預けられるような状況ではありませんので、そちらのほうは2時半とかで終わっている方についてはやっぱり子ども教室を利用されている方というのもいらっしゃるのではないかと思います。以上です。

（加藤）次に行きます。

255ページの上から4つ目のPTA巡回指導事業なのですが、この謝礼というのが巡回指導の中でどういった方に謝礼を出しているのかをお聞かせください。

（学校支援課長）PTA巡回事業の謝礼につきましては、水難防止の観点から夏休みの前に各校のPTAで危険箇所の巡視をいただいております。その危険箇所の巡視に対する謝礼でございます。以上です。

（加藤）ちょっと何かよく最後はわからなかったのですけれども、危険箇所の何をするためのおっしゃったのか、もう一度済みません。

（学校支援課長）申しわけございません。水難防止のために夏休み前に各校のPTAで水難関係の危険箇所がないかどうかパトロール、巡視をしていただいております。そのパトロールに対する謝礼でございます。以上です。

（加藤）それというのは、ふだんもPTAの方たちがローテーションを組んで、放課後とかパトロールしたりしていますよね。この水難防止とか夏休みに向けてというふうなことですけれども、それというのは各学校に特定してその期間やってもらうようにして、その人たちの巡回する

ときのそういう謝礼というふうなことなのですか。

（学校支援課長）先ほども申し上げましたが、水難防止に特化したものでございますので、ふだんのP T Aのパトロールはこの限りではございません。P T Aの単位のほう、個人ではなく学校のP T Aのほうに謝金としてお支払いしているものでございます。

以上です。

（加藤）271ページの一番下のほうで、須田剋太の件ですけれども、これは28年度は何人くらいの入場数というか、入館者数というかあったのかを教えてください。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）28年度は2,338名です。

以上です。

（加藤）毎年多少趣向を凝らしてやっていると思うのですが、数字というのはほぼ横ばいなのでしょうか、ふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）年によって出っ張り、引っ込みありますが、ほぼ横ばい状態だというふうに考えて結構です。

以上です。

（加藤）では、最後になります。295ページの下の方の吹上地域体育施設の関係ですけれども、台風時堤外体育施設撤去等なのですけれども、28年度は2,619万の決算になっていますが、何回ぐらいあそこの堤外のことをそういうふうな撤去をされる作業をしていただいたのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）昨年台風は、3回ほど毎週のように襲来いたしまして、2回撤去を行っております。費用については、261万9,000円を支出してございます。

以上です。

（加藤）それって1業者の方をお願いしているのですでしたっけ。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）以前は吹上にございました建設業協会というところをお願いをしていたのですが、それはもう解散になっておりますので、引き受けてくれるところが1業者しかございませんで、そちらのほうへお願いをしてございます。

(保育課長) 先ほど放課後児童クラブの加配の関係なのですが、大芦だけだということで説明しましたが、済みません、大芦と広田になります。訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正については、委員長に一任を願います。

(田中) では、まず77ページのふるさと館維持管理事業なのですが、これあそこの5館ぐらいあるのを全部の総額の金額なのでしょうか。

(教育支援センター所長) ふるさと館ということで旧川里保健センター、図書館、教育支援センター、教育支援センター東館、高齢者福祉センターがございます。その中で維持管理ということで施設の外側の部分についてはふるさと館管理費ということで、教育支援センターのほうで管理費を持っております。そのうち教育支援センターとして利用している2棟については、中の分までセンターのほうで管理しております。以上でございます。

(田中) だから、光熱水費がちょっと金額が大きいということでよろしいのですね。

(教育支援センター所長) はい、そのとおりでございます。

(田中) 次へ行かせていただきます。

107ページです。真ん中よりちょっと下のほうなのですが、生活困窮者自立支援事業の中の住居確保給付費なのですが、先ほどご質問あったかと思うのですが、生活保護世帯で住まいがない方がアパートなり家宅なり借りるときの金額だと思うのですが、これ動きを見ていると本人に渡すのではなくて、宛てがうというか、建物をその人に借りてあげて渡すかどうか、その辺の状況についてお聞きしたいのですが。

(福祉課長) 今の住居確保給付金については、生活保護を受けていない方になっております。

以上です。

(田中) 済みません。内容はそうなのでしょうけれども、要するに住むところがなくなってしまったという方に対しての給付なのでしょうけれども、貸し方としてお金を渡すのか、建物を貸してさしあげるのかという区別をちょっとお願いします。

(福祉課長) 済みませんでした。こちらについては、ご本人さんがアパートを探していただいて、家賃のほうは業者さんのほうに振り込むような形になっております。

(田中) わかりました。

次に、111ページ、下のほうです。一番下の太字、重度心身障がい者医療費助成事業なのですが、これは重度心身障がい者が医療費に対しての控除というか、月最低1万とか、そういう規定があったと思うのですが、要するにかかる費用に対しての補助事業ということで考えてよろしいですか。

(福祉課副参事) この事業は、障がい者の方が医療保険に適用される医療費の一部の負担金について助成するというものになっておりまして、その保険適用後の負担額から高額療養費ですとか、それらを控除して残りの額を支給するということになりますので、対象については身体障がい者なり療育手帳なり精神の方々に支給するというものでありまして、15歳到達までには現物支給ということになりまして、国保の方だったり、後期の方だったり、そういう方に医療費の助成をするというような事業の内容になっております。

以上です。

(田中) 113ページの、先ほどもどなたか聞いた、下から4つ目です。福祉タクシーと自動車燃料費助成事業なのですが、ガソリンの福祉タクシーは初乗り運賃だと思うのですが、自動車燃料の1枚のリッター数と枚数に関してお聞きしたい。

(福祉課副参事) 自動車燃料券の1枚当たり700円相当ということですので、タクシー券も初乗りが同じぐらいの金額ということになっております。

以上です。

(田中) それで、前にも聞いたことがあるかもわからないですけども、自動車に関しては電気自動車とかハイブリッドとかがあるので、かからない車だとほとんどガソリン代がかからないという部分があるかと思うのですが、その辺の見直しと言ってはなんですけども、多く残すとか

人にあげるとかという話はその辺から出てくるのではないかなと思うので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(福祉課副参事) これは、あくまでも障がいのある方への助成ということですので、その方にお渡しをして、その後の使い道というのは我々も把握はできてはいないのですが、あくまでもその方に使っていただくと。燃費の問題につきましては、昨今田中委員さんがおっしゃるとおり、燃費のいい車というのがかなり出回ってきておりますが、そこまで市側についてはお願いをするということは現状はできないということになります。

以上です。

(田中) それでは、次に行きます。

121ページ、シルバー人材センターの助成事業なのですけれども、先ほど加藤委員聞いていたと思うのですけれども、人数に応じての助成金とかという話だった。人数……現在、去年とか見ればわかると思うのですが、登録が減っているというのと金額が比例しているのかだけ。

(長寿いきがい課長) シルバー人材センターの補助に関しましては、ここ数年同額、人数の増減には関係なく同額の補助をしております。

以上です。

(田中) これ聞いていいかどうかわからないのですけれども、だめだったら取り消しますけれども、手数料、シルバー人材センターあると思うのですけれども、そのパーセンテージというのはどのくらいいただいているものなのでしょうか。事務費としてですか。仕事の、要するに本人に直接行かないで、シルバー人材センターとしていただく手数料が何%かということ。わかりましたら。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時40分)

(開議 午後3時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(田中) それでは、121ページの一番下の敬老祝金支給事業についてお聞

きします。

75歳以上ふえてきて、それでそのままだとお金がちょっとかかるということで、節目支給にしたということで、それも金額もちよっとずつ減らしているのですけれども、全体の総額の流れというのはやっぱり大きくなってしまっているの見込まれるのでしょうか。見込まれたら、またそこで減額をするのでしょうか。その辺の方向性についてお聞きします。

（長寿いきがい課長）この敬老祝金の支給に関しましては、やはり年度ごとに下げておりますので、総支給額は単年度ごとでいくと減っております。条例上金額が平成30年で固定になるようになっておりますので、そこから先は今度は高齢者の増加に伴ってふえていくことが予想されます。

以上です。

（田中）では、次の129ページ、こども医療費についてなのですが、3番目です。この3億5,698万5,055円というのは、おおよその毎年の金額だと思うのですが、去年に関してはインフルエンザとか多分はやらなかったと思うのですが、この金額は毎年の大体の平均値というふうに見てよろしいのでしょうか。

（こども未来課長）委員さんおっしゃられるように、28年度におきましては医療費の給付費というふうに見えますと3億4,039万7,930円となっています。平成27年度におきましては、3億3,500万9,841円ということになっておりまして、538万8,000円ほど増になっております。ただ、平成26年度から見ても少しずつ増加の傾向にはあります。ただ、先ほどおっしゃったインフルエンザの関係なのですけれども、これがいつはやるかによっても年度ごとに金額が変わってくる場合もございます。例えば支給については受診してから約2カ月後ぐらいに入るわけなのですけれども、そうしますと2月あるいは3月にインフルエンザ等が入りますと翌年度の支払いになりますので、その関係がございまして、一概にインフルエンザのせいだということでもないです。

以上です。

（田中）今のなのですが、2カ月後というと2月、3月あたりのインフ

ルエンザの発症になると、年度がかわってしまうということも考えられるということによろしいのですね。

(こども未来課長) はい、そのとおりでございます。例えば平成28年度でいえば、4月の医療費の支払いが高くなっています。というのは、1月、2月ぐらいの罹患が多いという形にはなっていると思います。以上です。

(田中) 了解しました。

次に、143ページの病児保育事業なのですが、これのヘリオス会の病児の預かる延べ人数、たしか先ほど言われたと思うのですが、269人と言われたと思うのですが、それでいくと1日1人もいかないぐらいの人数かなと思うので、これは想定していたよりも少ないのかなというふうに思うのですが、病児保育に対する周知が十分に行き届いているのかどうかということをお聞きしたいのですが。

(保育課長) 病児保育のほうの登録の人数というのは、ちょっと正式な数字はあれなのですが、ふえてはいるのです。実際に例えばインフルエンザがはやりましたというと同じ日に集中してしまって、やはり定員があるものですから、定員で受け入れができないような状況もあつたりするのです。なので、全体にならずと延べでこれだけになってしまうのですが、利用する方というのは大分ふえてはきております。以上です。

(田中) ということは、定員でお断りしたということも何回かあるというふうに解釈してよろしいのですか。

(保育課長) 断ったということはないのですが、多分皆さん都合がついた方なのだと思うのです。先ほどもあれなのですが、実の利用人数からいいますと27年度が48名の方が利用していたのです。28年度については65名の方が利用しているという形で、利用する方は大分ふえてはきておりますので。

以上です。

(田中) 了解しました。

次に、153ページ、つつみ学園の関係なのですが、つつみ学園管理運営事

業なのですけれども、つつみ学園はたしか市外の子というのも受け入れ可能だったかと思うのですけれども、現在の市内、市外の比率に関して教えていただきたいのですが。

（保育課長）申しわけございません。今ちょっと資料がないものですから、調べてお答えいたします。

（田中）では次に、169ページ、一番上です。予防接種事業の賠償金に関しての市の498万、真ん中辺、があるのですが、先ほど前のほうに県の負担というかが載っていたと思うのですが、半々ぐらいだったかどうか、ちょっと確認したいのですが。

（健康づくり課長）補助金の率でよろしいでしょうか。

（田中）はい。

（健康づくり課長）県から4分の3いただいております。

（田中）市のほうが、ということは少ないということでもよろしいわけですね。

（健康づくり課長）はい、そのとおりでございます。

（田中）次に、その次のがん検診事業なのですが、先ほど課長が言った中に多分市の……要するにお勧めというのではないのですけれども、前立腺がんが入っていたのですけれども、発表の中に、報告の中になかったので、それをちょっと確認したいのですが。たしか前立腺がん、市のほうなのでオーケーだと思いますので。

（健康づくり課長）申しわけございません、前立腺がん検診のほうを受診者の数だけしか出ておりませんで、対象者の数が、済みません、把握しておりませんで、率というのが出ていない状況なのですけれども、50歳以上の方を対象として実施をしております。

（田中）ということは、受診のパーセンテージは出ない、50歳以上の受けた人と対象者でやれば数字は出るのですよね。

（健康づくり課長）こちらの報告の関係で5がん検診の受診率を今出しているような状況でして、それ以外は今出していない状況なのですけれども、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

（田中）次へ行きます。

171ページ、健康ウォーキングポイント事業、2つ載っていると思うのですが、いつとき、去年でしたっけ、やる人が結構希望者がふえてしまって、応えられるようにということであったので、この決算書よりもことはちょっとふえているというふうに理解をしてよろしいのですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）平成29年度につきましては、500名ほどまたふえております。健康ウォーキングポイント事業については、平成28年度は1,995名でしたが、29年度については2,489名の参加をいただいているところでございます。

（田中）それについて、前のときに歩き過ぎてしまった人がいたとかという話があったと思うのですけれども、その辺の指導というのはその後ほうまくというか、指導されているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）おっしゃるとおり、歩き過ぎてしまう方がいらっしゃるのは事実でございまして、こちらのほうについては制度自体の1日1万歩歩きますと10ポイント入るのですが、それ以上歩きましても10ポイントまでしかつきませんよというところを周知することと、それからフォローアップ事業がありますので、そのときに歩き過ぎは逆に健康に余りよくないのでということは周知をさせていただきました。大分それによっていつときよりは、おとしよりは歩き過ぎの方は減ってはまいりましたが、それでもやっぱりどうしてもランキングが出てしまうものですから、歩数を更新をしますと今月のランキングということで1位から順番に出てきてしまうところがありまして、どうしても歩き過ぎてしまう方はまだ少しの方はいらっしゃるという状況でございます。

（田中）次に行かせていただきます。

181ページの夜間診療所運営事業なのですけれども、普通の病院とか医院が終わってから2時間ぐらいたしかやられていると思うのですけれども、前にほかの医者にかかったら今先生は夜間診療所に行っていますよといって断られたことがあるのですけれども、逆で医者に直接行ったら。かわりばんこに先生が来ていると思うのですが、その辺の登録状況というのはどのような形になっているのでしょうか。

(健康づくり課長) 市内の医師会の先生方で登録をしてくださっている先生にお願いをしているのですけれども、登録の人数は、済みません、確認をさせていただいて、また報告をさせていただきます。

(委員長) では、後ほどということ。

(田中) 中学校の海外派遣事業、ページがちょっとわからなくなりましたのですけれども。

(委員長) 249ページですか。

(田中) 済みません。一応それで自己負担がたしか逆算していくと、さっきの前のほうの収入のところで160万か何かあったので、20万かなというふうに考えたのですけれども、そのほかの額がこの金額なのでしょうか。それとも、含まれているのでしょうか。一番下の海外派遣事業の859万というのは。自己負担が含まれているか、含まれていないか。

(学校支援課長) こちらにつきましては、委託料でございますので、業者さんのほうにワンセットでお支払いしているものですから、その分に8万円が含まれております。各ご家庭から自己負担額を8万円いただいておりますけれども、その8万円はこの中に含まれておりますが、歳入の中にご説明申し上げましたように、歳入として市のほうにお戻ししているという状況でございます。

以上です。

(田中) ですから、そうするとほかに実質かかるお金というのは委託料に全部入っているというふうに考えてよろしいのですか。実費。委託料というのは業者に渡すお金で、そのほかの先生のお金もそうでしょうし、かかる費用というのは計上はどういうふうに。

(学校支援課長) 原則としてかかるお金としてはこちらの委託料でございますが、職員の旅費も含めてこちらの委託料になりますが、それ以外で例えばお土産を買いますとか、そういったものに関しましては個人負担をお願いしているところでございます。

以上です。

(田中) 257ページの小学校施設維持管理事業で、左側のほうを見ると支出済額とか不用額とか載っているのですけれども、使用料及び賃借料が

大きく不用額があるかなというふうに思うのですが、もとのお金も大きいからかとは思いますが、その辺についてお聞きします。

(教育総務課長) こちらの161万5,578円、この不用額でございますが、これはページにいたしまして259ページの一番上でございます小学校教育用パソコン設置事業、こちらの部分になります。パソコンを昨年度小学校の入れかえをいたしました入札が予算額より下回った金額になります。

以上でございます。

(委員長) それでは、質疑の途中ではございますが、きょうはこの辺で終わりたいと思います。

9月11日にこの続きを行いたいと思います。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時00分)